

# **平成 23 年度 河川砂防技術研究開発公募実施要領**

**平成 23 年 1 月**

**国土交通省**

**河川局**

**国土技術政策総合研究所**

**河川技術研究開発制度**  
**平成 23 年度河川砂防技術研究開発公募実施要領**

**目 次**

<b>1. 河川砂防技術研究開発公募の概要</b> .....	<b>- 4 -</b>
1.1 河川技術研究開発制度 .....	- 4 -
1.2 河川砂防技術研究開発公募の概要 .....	- 4 -
1.2.1 公募区分と公募概要 .....	- 4 -
1.2.2 応募資格.....	- 5 -
1.2.3 費用の負担等 .....	- 7 -
1.2.4 公募課題及び採択審査基準 .....	- 7 -
1.2.5 技術研究開発のスケジュール .....	- 7 -
1.3 委託契約 .....	- 9 -
1.4 中間評価・事後評価の実施 .....	- 9 -
1.5 成果の報告義務及び報告書の作成 .....	- 10 -
1.6 知的財産権の排他的実施の制限 .....	- 10 -
1.7 応募手続き .....	- 10 -
1.7.1 応募書類.....	- 10 -
1.7.2 添付書類.....	- 10 -
1.7.3 提出部数.....	- 10 -
1.7.4 提出期限及び提出先 .....	- 10 -
1.7.5 応募書類の受理 .....	- 11 -
1.7.6 秘密の保持 .....	- 11 -
1.7.7 注意事項.....	- 11 -
1.8 個人情報等の取扱い等 .....	- 12 -
1.9 問い合わせ先 .....	- 12 -
<b>2. 河川技術分野公募要領</b> .....	<b>- 14 -</b>
2.1 公募課題 .....	- 14 -
2.2 応募書類 .....	- 15 -
2.3 採択審査基準 .....	- 15 -
2.4 新規応募課題の審査 .....	- 15 -
2.5 継続課題の応募 .....	- 16 -
2.6 審査結果の通知 .....	- 18 -
2.7 研究開発の委託契約 .....	- 18 -
2.8 中間評価・事後評価 .....	- 18 -

2.9 その他	- 21 -
<b>3. 砂防技術分野公募要領</b>	<b>- 22 -</b>
3.1 公募課題	- 22 -
3.2 応募書類	- 23 -
3.3 採択審査基準	- 23 -
3.4 新規応募課題の審査	- 23 -
3.5 審査結果の通知	- 24 -
3.6 研究開発の委託契約	- 24 -
3.7 中間評価・事後評価	- 24 -
3.8 その他	- 26 -
<b>4. 地域課題分野公募要領</b>	<b>- 27 -</b>
4.1 河川	- 27 -
4.1.1 公募課題	- 27 -
4.1.2 応募書類	- 27 -
4.1.3 採択審査基準	- 27 -
4.1.4 新規応募課題の審査	- 28 -
4.1.5 継続課題の応募	- 28 -
4.1.6 審査結果の通知	- 28 -
4.1.7 研究開発の委託契約	- 28 -
4.1.8 中間評価・事後評価	- 28 -
4.2 砂防	- 32 -
4.2.1 公募課題	- 32 -
4.2.2 応募書類	- 32 -
4.2.3 採択審査基準	- 32 -
4.2.4 新規応募課題の審査	- 33 -
4.2.5 審査結果の通知	- 33 -
4.2.6 研究開発の委託契約	- 33 -
4.2.7 中間評価・事後評価	- 33 -
4.3 河川生態	- 36 -
4.3.1 公募課題	- 36 -
4.3.2 応募書類	- 36 -
4.3.3 採択審査基準	- 37 -
4.3.4 新規応募課題の審査	- 37 -
4.3.5 審査結果の通知	- 38 -
4.3.6 委託経費の配分の考え方	- 38 -
4.3.7 研究開発の委託契約	- 38 -
4.3.8 中間評価・事後評価・移行評価	- 38 -
4.3.9 研究交流	- 41 -

5. 流域計画・流域管理課題分野公募要領 .....	- 42 -
5.1 公募課題 .....	- 42 -
5.2 応募書類 .....	- 42 -
5.3 採択審査基準 .....	- 42 -
5.4 新規応募課題の審査 .....	- 43 -
5.5 継続課題の応募 .....	- 43 -
5.6 審査結果の通知 .....	- 43 -
5.7 研究開発の委託契約 .....	- 43 -
5.8 中間評価・事後評価 .....	- 43 -

### <様式集>

河川技術分野 提出書類の様式 .....	- 47 -
砂防技術分野 提出書類の様式 .....	- 63 -
地域課題分野 提出書類の様式（河川） .....	- 79 -
地域課題分野 提出書類の様式（砂防） .....	- 95 -
地域課題分野 提出書類の様式（河川生態） .....	- 111 -
流域計画・流域管理課題分野 提出書類の様式 .....	- 128 -

### <別添資料>

別添資料1 国土技術政策総合研究所 委託研究契約書（例） .....	- 144 -
別添資料2 共同研究体協定書（案） .....	- 150 -

## 1. 河川砂防技術研究開発公募の概要

### 1.1 河川技術研究開発制度

河川行政における技術政策課題を解決するため、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することを目的として平成 21 年に河川局に創設された制度で、技術分野や課題毎に産学官連携による技術研究開発体制を構築することによる課題の解決を目指します。

### 1.2 河川砂防技術研究開発公募の概要

本制度では以下の 4 分野について公募を行います。

- (1) 河川技術分野
- (2) 砂防技術分野
- (3) 地域課題分野
- (4) 流域計画・流域管理課題分野

それぞれの分野によって、対象とする課題、費用の負担等が異なります。

#### 1.2.1 公募区分と公募概要

##### (1) 河川技術分野

河川技術分野の技術研究開発公募は、河川技術分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって河川行政における技術政策課題を解決することを目的としています。

##### (2) 砂防技術分野

砂防技術分野の技術研究開発公募は、砂防技術分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって砂防関係事業における技術政策課題を解決することを目的としています。

##### (3) 地域課題分野

地域課題分野の技術研究開発公募は、①河川、②砂防、③河川生態の 3 つの課題について公募を実施しており、それぞれ概要は以下の通りです。

###### ①河川

国土交通省が管理する河川等が抱える河川管理上の技術的な課題に対して、地域の研究機関に所属する若手研究者と河川管理者が、各河川をフィールドにした現地調査等を通し共同して研究開発を行い、河川管理上の課題を解決することを目的としています。

###### ②砂防

国土交通省が実施する砂防関係事業等における技術的な課題に対して、地域の研究機関に所属する研究者と管理者が、各現場をフィールドにした現地調査等を通し共同して研究開発を行い、砂防関係事業実施上の課題を解決することを目的としています。

### ③河川生態

国土交通省が管理する河川における災害対策の効果がある河川事業が河川やその流域の河川生態系へ与える影響や効果について、地域の研究機関に所属する研究者と河川管理者が、各河川（流域）をフィールドにした現地調査等を通じた共同研究を、生態学と河川工学等を組み合わせた学際的アプローチで行い、今後の河川管理に活かす成果を得ることを目的としています。

研究段階は一般研究とF S研究（フィージビリティスタディ研究）とにわかれ、それぞれ以下のとおりです。

#### a) 一般研究

研究対象河川における学識者と連携して解決すべき課題について、河川管理者がすでに詳細なテーマを定めている研究。

#### b) F S研究（フィージビリティスタディ研究）

研究対象河川における学識者と連携して解決すべき課題に対応した研究について、河川管理者として概略のテーマを定め、研究実施者を公募して行うものであり、一般研究の前段階の研究として行う研究。

## (4)流域計画・流域管理課題分野

流域計画・流域管理課題分野の技術研究開発公募は、国土交通省が管理する河川を中心とした流域に関して、河川管理と都市計画・地域計画を互いに関連させ、水害に対する流域の安全性の向上や健全な水循環系の構築、河川整備による健全な都市構築等、流域計画・流域管理上の課題に対して、河川工学及び都市計画・地域計画に係る分野の研究者等と河川管理者が共同開発して研究を行い、河川の流域管理上の課題を解決することを目的としています。

### 1.2.2 応募資格

本公募において、応募資格があるのは、以下の①～③のいずれかの機関に所属する研究者又は以下の①～③のいずれかの機関に所属する研究者からなる共同研究体です。

①大学等の教育機関（付属研究機関を含む）

②平成18年改正前の民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人

③河川局長が共同して研究開発を実施することが適当と認める学会及び業界を代表する協会又は法人（※1）

なお、契約にあたっては、研究者の所属する機関と国土交通省の機関との間で契約を締結することとなります。研究者は、国土交通省国土技術政策総合研究所（以下、「国土技術政策総合研究所」という。）、国土交通省地方整備局・北海道開発局または地方整備局・北海道開発局の河川関係事務所（以下、「地方整備局等」という。）の提示する契約書（案）に合意するとともに、必要とする手続き等を速やかにかつ適切に遂行できる体制を有していることが必要となります。

※1 「③河川局長が共同して研究開発を実施することが適当と認める学会及び業界を代表する協会又は法人」の認定にあつては、以下の基準を満たすことを条件とします。

- 1) 提案した研究開発分野について実施する能力を有する機関であること。(提案した研究開発分野に関する研究について、自ら実施できる能力を有する機関であることを証明する資料を記載・添付等すること。(例) 研究開発施設や事務所の所在地、研究施設の概要、近年の学会等研究開発活動に関する報告書等)
- 2) 委託契約の手続き等を速やかかつ適切に遂行できる体制を有していること。

また、地域課題分野及び流域計画・流域管理課題分野については、上記①～③に加え、以下の条件を満たすこととします。

(地域課題分野)

- 研究者と地方整備局等が連携し、共同で研究開発を実施することが可能であること。また、研究成果の公表は共同で行うこと。なお、地方整備局等は、共同研究者として以下の事項を実施します。
  - ・国土交通省が所有する研究開発に必要なデータを研究者からの要請により提供する。
  - ・国土交通省が所有する計測機器の貸与、簡易な整備を含む現地調査のためのフィールドの提供等、現地調査に必要な措置を実施する。
  - ・研究者と共同して研究開発を実施する。
- 地域課題分野のうち河川については、若手の研究者を中心に構成されている研究体制であること。
- 地域課題分野のうち河川生態の一般研究については、生態学分野と河川工学分野の研究が含まれる研究体制であること。なお、FS研究については、その限りではない。

(流域計画・流域管理課題分野)

- 研究者と地方整備局等が連携し、共同で研究開発を実施することが可能であること。また、研究成果の公表は共同で行うこと。なお、地方整備局等は、共同研究者として以下の事項を実施します。
  - ・国土交通省が所有する研究開発に必要なデータを研究者からの要請により提供する。
  - ・国土交通省が所有する計測機器の貸与、簡易な整備を含む現地調査のためのフィールドの提供等、現地調査に必要な措置を実施する。
  - ・研究者と共同して研究開発を実施する。
- 研究体制は、河川工学、都市計画・地域計画をはじめとする、幅広い分野の研究者により構成されること。

### 1.2.3 費用の負担等

国土交通省の費用負担の限度額等は表1のとおりです。

表1 費用負担の限度額等

公募区分		費用負担限度額※ <sup>1</sup>	技術研究開発期間	
河川技術分野		技術研究開発期間の合計 として <u>5,000万円</u> まで	原則3年以内	
砂防技術分野				
地域課題分野	河川	技術研究開発期間の合計 として <u>500万円</u> まで	原則3年以内	
	砂防			
	河川生態	一般研究※ <sup>2</sup>	年間 <u>1,000万円</u> まで	原則5年以内
		F S 研究	年間 <u>500万円</u> まで ただし、参加研究者一人あたり年間 <u>100万円</u> まで	原則1年以内
流域計画・流域管理課題分野		技術研究開発期間の合計 として <u>500万円</u> まで	原則3年以内	

※<sup>1</sup> 費用負担限度額については、諸経費及び消費税込み

※<sup>2</sup> 地域課題分野のうち河川生態の一般研究については、平成23年度の公募はありません。

### 1.2.4 公募課題及び採択審査基準

分野毎に課題及び審査基準を設定しています。応募を予定している分野のページをご確認下さい。

### 1.2.5 技術研究開発のスケジュール

(1) 平成23年度公募課題（新規課題）

（河川技術分野）

平成23年1月6日 公募開始  
 2月1日 公募〆切  
 2月～3月 書面審査  
 4月 ヒアリング審査  
 5月 平成23年度採択課題決定、公表  
 5月～6月 委託研究契約手続き  
 6月～ 委託契約による技術研究開発の実施

平成24年以降

2月 中間評価（ヒアリング）（次年度に継続して応募する場合）  
 4月 事後評価（研究が完了した場合）

(砂防技術分野)

平成 23 年 1 月 6 日	公募開始
2 月 1 日	公募〆切
2 月	書面審査
3 月下旬	ヒアリング審査
4 月	平成 23 年度採択課題決定、公表
4 月～5 月	委託研究契約手続き
5 月～	委託契約による技術研究開発の実施
平成 24 年以降	
2 月	中間評価 (ヒアリング) (次年度に継続して応募する場合)
4 月	事後評価 (研究が完了した場合)

(地域課題分野 (河川、砂防) 及び流域計画・流域管理課題分野)

平成 23 年 1 月 6 日	公募開始
2 月 1 日	公募〆切
2 月～3 月	書面審査
4 月	平成 23 年度採択課題決定、公表
4 月～5 月	委託研究契約手続き
5 月～	委託契約による技術研究開発の実施
平成 24 年以降	
3 月	中間評価 (ヒアリング) (次年度に継続して応募する場合)
4 月	事後評価 (研究が完了した場合)

(地域課題分野 (河川生態))

平成 23 年 1 月 6 日	公募開始
2 月 1 日	公募〆切
2 月～3 月	書面審査
4 月	ヒアリング審査
5 月	平成 23 年度採択課題決定、公表
5 月～6 月	委託研究契約手続き
6 月～	委託契約による技術研究開発の実施
平成 24 年以降	
2 月	移行評価 (ヒアリング)
4 月	事後評価

(2) 平成 21, 22 年度採択課題 (継続課題)

(河川技術分野)

平成 23 年 1 月 6 日	公募開始	
2 月 1 日	公募〆切 2 月下旬	中間評価 (ヒアリング)
3 月	平成 23 年度採択課題決定、公表	

3月～4月	委託研究契約手続き
4月～	委託契約による技術研究開発の実施
平成24年以降	
2月	中間評価（ヒアリング）（次年度に継続して応募する場合）
4月	事後評価（研究が完了した場合）

（地域課題分野（河川）及び流域計画・流域管理課題分野）

平成23年1月6日	公募開始
2月1日	公募〆切
3月中旬	中間評価（ヒアリング）
4月	平成23年度採択課題決定、公表
4月～5月	委託研究契約手続き
5月～	委託契約による技術研究開発の実施
平成24年以降	
3月	中間評価（ヒアリング）（次年度に継続して応募する場合）
4月	事後評価（研究が完了した場合）

※スケジュールについては今後変更することがあります。

### 1.3 委託契約

有識者からなる河川技術評価委員会若しくはその分科会、砂防技術評価委員会又は河川生態委員会（以下、「評価委員会」という。）における審査結果等を踏まえ、採択にあたっては、研究計画（応募様式）の修正を求める場合があります。提出いただいた研究計画書に基づき、河川技術分野及び砂防技術分野については国土技術政策総合研究所と、地域課題分野及び流域計画・流域管理課題分野については、地方整備局等と委託研究契約を締結します。

また、複数年の継続課題は、2年度目以降も毎年度応募していただくこととなり、単年度毎の採択・契約となります。（平成21・22年度に採択された課題で平成23年度も継続して技術研究開発を行うものは、本要領に従ってください。）

詳細については、2，3，4，5の各分野の公募要領をご確認下さい。

### 1.4 中間評価・事後評価の実施

採択された課題については、評価委員会による中間評価（複数年度にわたる場合）と事後評価を実施します。中間評価の結果、成果の見込みがないと判断されたものについては研究開発を打ち切ります。また、中間評価及び事後評価の結果は公表します。なお、地域課題研究のうち河川生態のF S研究については、一般研究への移行に関する評価を実施します。

## 1.5 成果の報告義務及び報告書の作成

採択された課題については、各年度毎に得られた成果について技術研究開発成果報告書を提出していただきます。また、複数年の継続課題は、最終年度終了後、当該技術研究開発によって得られた成果全体をとりまとめた技術研究開発報告書（冊子体）を作成し、提出していただきます。

なお、国土交通省は提出された技術研究開発報告書を自由に公開できるものとします。

## 1.6 知的財産権の排他的実施の制限

技術研究開発成果について、公共目的で国が利用する場合は、その使用を認めていただきます。また、本制度による当該技術研究開発の成果である特許権等について専用実施権及び独占的な通常実施権を設定しないこととします。

## 1.7 応募手続き

### 1.7.1 応募書類

応募は、各分野毎に指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては 10.5pt を基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。

### 1.7.2 添付書類

応募にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。なお、大学法人の場合、下記 A)～C)は大学案内、パンフレット等、該当する既存の資料で結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について、添付書類を提出して下さい。

- A) 法人の経歴書 3部
- B) 研究機関の事業報告書等、役員名簿等及び定款等の写し（最新のもの） 3部
- C) 当該調査研究に関する事業部、研究所等の組織等に関する説明書 3部

なお、平成 21, 22 年度採択の継続課題については、平成 21, 22 年度応募の際に提出いただいているものから、変更のある部分に関する書類のみ添付して下さい。

### 1.7.3 提出部数

書類の提出部数は、印刷物 1 式（正 1 部、写 2 部）及び電子データ（提出データは word ファイル等加工が可能な形式で CD-R 等の電子媒体に保存して提出すること）とします。

### 1.7.4 提出期限及び提出先

下記期限までに、応募書類を郵送で提出するとともに電子メールにて提出した旨を連絡願います。電子メールのみ等による応募は受け付けません。

- ・提出期限：平成 23 年 2 月 1 日（火）（必着）

- ・提出先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
  - (河川技術分野) 国土交通省河川局河川計画課河川情報企画室  
河川砂防技術研究開発公募 担当係
  - (砂防技術分野) 国土交通省河川局砂防部砂防計画課  
河川砂防技術研究開発公募 担当係
  - (地域課題分野のうち河川) 国土交通省河川局河川計画課河川情報企画室  
河川砂防技術研究開発公募 担当係
  - (地域課題分野のうち砂防) 国土交通省河川局砂防部砂防計画課  
河川砂防技術研究開発公募 担当係
  - (地域課題分野のうち河川生態) 国土交通省河川局河川環境課  
河川砂防技術研究開発公募 担当係
  - (流域計画・流域管理課題分野) 国土交通省河川局河川計画課河川情報企画室  
河川砂防技術研究開発公募 担当係
- ・ E-mail : [kasenkoubo@mlit.go.jp](mailto:kasenkoubo@mlit.go.jp)

### 1.7.5 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、応募書類受理票（別紙 1）で通知します。応募書類をはじめ、提出された応募関係書類はお返ししませんので、予めご了承下さい。

### 1.7.6 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し公表はいたしません。ただし、研究の実施が適当であると判断された研究開発については、その研究開発計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

### 1.7.7 注意事項

- (1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている研究開発の応募は認めません。
- (2) 同一の研究者が同一の研究開発内容を重複して応募することもできません。
- (3) 研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- (4) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者側の負担とします。
- (5) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書

について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。

(6) 応募書類の提出後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。また、採択後においても応募書類の記載内容の変更は原則認めません。

(7) 応募書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。

## 1.8 個人情報等の取扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

## 1.9 問い合わせ先

本募集要領に関する問い合わせは、下記まで電子メールにて日本語でお願いします。

(制度全般、河川技術分野、地域課題分野（河川）、流域計画・流域管理課題分野)

国土交通省河川局河川計画課河川情報企画室 河川砂防技術研究開発公募担当係

E-mail : [kasenkoubo@mlit.go.jp](mailto:kasenkoubo@mlit.go.jp)

(砂防技術分野、地域課題分野（砂防）)

国土交通省河川局砂防部砂防計画課 河川砂防技術研究開発公募担当係

E-mail : [kasenkoubo@mlit.go.jp](mailto:kasenkoubo@mlit.go.jp)

(地域課題分野（河川生態）)

国土交通省河川局河川環境課 河川砂防技術研究開発公募担当係

E-mail : [kasenkoubo@mlit.go.jp](mailto:kasenkoubo@mlit.go.jp)

(地域課題分野及び流域計画・流域管理課題分野)

北海道開発局 建設部 河川計画課 地域課題公募/流域計画・流域管理課題公募担当

E-mail : [hokkaidou-kawakei@hkd.mlit.go.jp](mailto:hokkaidou-kawakei@hkd.mlit.go.jp)

東北地方整備局 河川部 河川計画課 地域課題公募/流域計画・流域管理課題公募担当

E-mail : [kawakei@thr.mlit.go.jp](mailto:kawakei@thr.mlit.go.jp)

関東地方整備局 河川部 河川計画課 地域課題公募/流域計画・流域管理課題公募担当

E-mail : [kasengijyutu@aa.ktr.mlit.go.jp](mailto:kasengijyutu@aa.ktr.mlit.go.jp)

北陸地方整備局 河川部 河川計画課 地域課題公募/流域計画・流域管理課題公募担当

E-mail : [hokuriku-koubo@hrr.mlit.go.jp](mailto:hokuriku-koubo@hrr.mlit.go.jp)

中部地方整備局 河川部 河川計画課 地域課題公募/流域計画・流域管理課題公募担当

E-mail : [s852320@cbr.mlit.go.jp](mailto:s852320@cbr.mlit.go.jp)

近畿地方整備局 河川部 河川計画課 地域課題公募/流域計画・流域管理課題公募担当

E-mail : [river-PR@kk.mlit.go.jp](mailto:river-PR@kk.mlit.go.jp)

中国地方整備局 河川部 河川計画課 地域課題公募/流域計画・流域管理課題公募担当

E-mail : [kasenkoubo@cgr.mlit.go.jp](mailto:kasenkoubo@cgr.mlit.go.jp)

四国地方整備局 河川部 河川計画課 地域課題公募/流域計画・流域管理課題公募担当

E-mail : [kawakei@skr.mlit.go.jp](mailto:kawakei@skr.mlit.go.jp)

九州地方整備局 河川部 河川計画課 地域課題公募/流域計画・流域管理課題公募担当

E-mail : [kawaguchi-y8910@qsr.mlit.go.jp](mailto:kawaguchi-y8910@qsr.mlit.go.jp)

## 2. 河川技術分野公募要領

### 2.1 公募課題

平成 23 年度に新規に公募の対象とする技術研究開発課題は、次のとおりです。

#### (1) 河川管理のためのモニタリング手法の合理化・高度化技術

課題番号・ 課題名	(23-M) 河川管理のためのモニタリング手法の合理化・高度化技術
期間・費用	最長 3 年で合計 5,000 万円まで
背景	<p>適切な河川管理を実現するためには、河道や河川管理施設等の状況を的確にモニタリングするとともに、得られたデータを活用し、河川管理に反映させることが重要である。</p> <p>現状の河川管理においても様々なモニタリングを実施しているが、新しい技術開発や既存技術の改良が進むなか、また、予算が限られたなかで、モニタリング手法を合理化・高度化し、より適切な河川管理を実現することが求められている。</p>
目的	<p>本研究開発では、現状のモニタリング技術を検証するとともに、</p> <p>①既存の技術の改良や新技術の開発等、モニタリングの要素技術の開発</p> <p>②要素技術を統合化・システム化したモニタリング手法の開発</p> <p>を行うことにより、モニタリング手法の合理化や高度化の実現を目的とする。</p>
目標とする 技術レベル	<p>○開発する技術は、下記の事項等を考慮し、実際の河川管理の現場で適応可能なレベルを目標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従来よりも簡便で効率的に測定できること。</li> <li>・従来測定出来なかった、又は、一定条件下では測定出来なかったものが測定出来ること。</li> <li>・従来よりも広域的な、又は、高精度な測定が出来ること。</li> <li>・既存の技術やシステムにおける問題点の把握や改良方法を提案すること。</li> </ul>
研究テーマ 例	<p>(要素技術の開発の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横断測量等の河川地形計測を迅速かつ低コストで実施する技術</li> <li>・洪水時に移動する土砂量を把握、観測する技術</li> </ul> <p>(要素技術の統合化・システム化の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防の変状等を画像解析等により検知するリモートセンシング技術</li> <li>・堤防の変状等を車両等を用いて広域かつ高精度に把握する探査技術</li> <li>・河床材料や河道植生を簡易に広域に把握できる技術</li> <li>・流域の氾濫状況を簡易に把握する技術</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

## 2.2 応募書類

応募書類は表2のとおりです。

表2 河川技術分野 応募書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
河川技術 分野	別紙1	応募書類受理票	1
	様式A-1	河川技術分野公募 応募様式(その1)	1
	様式A-2	河川技術分野公募 応募様式(その2)	1
	様式A-3	河川技術分野公募 応募様式(その3)	3枚以内
	様式A-4	河川技術分野公募 応募様式(その4)	1
	様式A-5	研究開発年次計画・経費の見込み	1
	様式A-6	平成23年度の必要経費概算	1
	様式A-7	研究者データ(共同研究者全員分)	各2

## 2.3 採択審査基準

採択審査は、有識者からなる河川技術評価委員会において表3の視点から総合的に行われます。なお、河川技術評価委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承ください。

表3 河川技術分野 採択審査基準

(i) 技術革新性	既存の技術に比べてどの程度の新規技術研究開発要素が認められるか
(ii) 導入可能性	河川行政への応用性及び成果の幅広い普及を通じた国民生活や経済活動に対する効果・意義が期待できるか
(iii) 実現可能性	目標達成及び実用化が技術的に可能であるか 技術研究開発計画、経費、実施体制は適切か

## 2.4 新規応募課題の審査

提出された応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について書面審査(一次審査として実施)、ヒアリング審査(二次審査として実施)を行います。審査の方法、時期、結果等は表4のとおりです。

表4 河川技術分野 応募課題 審査内容

書面審査 (一次審査)	方法；河川技術評価委員会委員による応募書類の審査 時期；2月上旬～3月中旬 結果；3月下旬に電子メールにて研究代表者に結果を連絡(ヒアリング審査対象者にはヒアリング審査の日時・会場も連絡)
ヒアリング審査 (二次審査)	方法；河川技術評価委員会によるヒアリング 時期；4月中旬 対象；書面審査(一次審査)の結果選定されたテーマの研究代表者 場所；国土交通本省内会議室(予定)

結果；ヒアリング後電子メールにて研究代表者に結果を連絡
-----------------------------

## 2.5 継続課題の応募

継続の技術研究開発課題は次のとおりです。平成 21, 22 年度に採択された課題で、平成 23 年度も継続して技術研究開発を行うものは、1.7、2.2 に従って応募書類を提出して下さい。また併せて、評価に係る様式 A-7, A-8, A-9 を提出してください。継続課題の採択にあたっては、平成 22 年度成果をヒアリングし、中間評価を実施します。

※継続課題への応募は平成 21, 22 年度から継続の技術研究開発に限ります。

### (1) X バンド MP レーダ等の観測情報の活用に関する技術研究開発

課題番号・ 課題名	(21-X) X バンド MP レーダ等の観測情報の活用に関する技術研究開発
背景等	<p>X バンド MP レーダは、高頻度、高分解能により降雨分布が観測できるほか、ボリュームスキャンから得られる上空の風や雲の発達状況を活用し、数値予報等と連携することで 10～60 分程度先の局地的な大雨や集中豪雨の発生予測（豪雨をもたらす積乱雲の発生・発達の予測）高度化等への利用が期待される。</p> <p>河川局では、河川情報の高度化、被害軽減を図るため、これらの観測に適した X バンド MP レーダを三大都市圏等への配置を進めている。</p> <p>このため、レーダによる観測データ（雨量、風等）や降雨予測の高度化、流出・氾濫解析に関する技術研究開発を行う。</p>
条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川局等が設置する X バンド MP レーダ等から得られるデータ及びそのデータを利用して得られた研究成果を共有することにより、局地的集中豪雨対策の高度化を図ることを目的に設置する「X バンド MP レーダに関する技術開発コンソーシアム（仮称）」に参画するとともに、技術研究開発成果をコンソーシアム内で報告・共有し、その技術を広く普及させる意志を有すること。</li> <li>・研究で開発する水理・水文解析プログラムは、水・物質循環のための共通プラットフォーム CommonMP（注）において実行可能であること</li> </ul> <p>（注）CommonMP: CommonMP ウェブサイト (<a href="http://framework.nilim.go.jp">http://framework.nilim.go.jp</a>) を参照。</p>

(2) 合成開口レーダ（SAR）を利用した防災情報把握に関する技術研究開発

課題番号・ 課題名	(21-S) 合成開口レーダ（SAR）を利用した防災情報把握に関する技術研究開発
背景等	<p>夜間・悪天候時等には光学カメラによる空中からの被災状況の把握が困難なことから、雲を透過するマイクロ波を使用した合成開口レーダ（SAR）で上空から撮影することで、迅速な被災状況把握が期待される。</p> <p>一方で、SARで撮影されたデータから災害情報を読み取るためにはデータ処理が必要であり、地殻変動分野では人工衛星を用いた干渉SAR等の手法が存在するが、回帰日数が長い場合、迅速な災害対応には不向きなことから、航空機SARの実用化や洪水による浸水域などを把握するための技術も今後必要になると考えられる。</p> <p>このため、航空機SARによる撮影技術やSAR画像の解析処理による浸水範囲、浸水深（河道閉塞含む）の把握技術に関する技術研究開発を行う。</p>

(3) 新材料を用いた樋門樋管用ゲートの性能設計・施工技術に関する技術研究開発

課題番号・ 課題名	(21-N) 新材料を用いた樋門樋管用ゲートの性能設計・施工技術に関する技術研究開発
背景等	<p>全国にある樋門樋管用ゲートは鋼材が中心であるが、今後気候変動による外力の増加や数多くの施設の更新時期に的確に対処するためには、鋼材以外の材料の導入によるコスト縮減や長寿命化等を進めることが期待される。</p> <p>このため、ゲート等の技術的基準である「ダム・堰施設技術基準（案）」（以下、「ダム堰基準」）では、危機管理、維持管理、新材料導入を重視した内容に改定（平成21年6月）し、鋼材以外の材料も適用可能性検討の上、使用できる旨を明文化している。</p> <p>このように、新材料導入は、コスト縮減や長寿命化等の効果が期待されるが、鋼材のようにJIS等の性能確認方法がなく、現場における適用可能性の判断が難しいことから、ダム堰基準の実効性を高めるためには多様な材料に対応できる性能規定の策定が必要である。</p> <p>しかし、鋼材以外の材料の導入に不可欠な「耐候性、耐久性、信頼性」等といった性能規定を定めるための知見が不足していることから、新材料を用いた樋門樋管用ゲートについて、適用範囲、施工・供用条件も含めた要求性能の整理やこれら性能の確認試験方法も含めた性能設計・施工技術の開発を行う。なお、得られた知見は、今後、国が性能規定を策定する場合の参考情報として活用する。</p>

#### (4) 河道整備・管理に関する技術研究開発

課題番号・ 課題名	(22-I) 河道整備・管理に関する技術研究開発
背景等	河川が治水及び環境上適切な機能を有するためには、河川に加えられる様々な作用がもたらす変化を的確に予測、把握することが重要である。本研究開発では、ダム・堰等の構造物の設置、撤去や河道の掘削等の河道に加えられる改変が、上下流の河床高、河床材料、瀬淵等の構造、植生などに与える影響を予測し、流下能力の継続的な確保、堤防をはじめとする河川管理施設の長期的な機能維持などの治水水面や、ハビタットの維持などの河川環境面に及ぼす影響を明らかにすることにより、治水及び河川環境上の面から適切な河川管理や維持管理コスト縮減の実現を目的としている。
条件	・研究で開発する水理・水文解析プログラムは、水・物質循環のための共通プラットフォーム CommonMP (注) において実行可能であること (注) CommonMP: CommonMP ウェブサイト ( <a href="http://framework.nilim.go.jp">http://framework.nilim.go.jp</a> ) を参照。

## 2.6 審査結果の通知

審査結果については、結果を問わず研究代表者に対して通知するほか、審査の結果採択予定となった研究テーマについて、テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名等を国土交通省のホームページ等で公表します。なお、審議結果のお問い合わせにはお答えできませんので、御了承下さい。

## 2.7 研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、国土技術政策総合研究所と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度末に委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、委託契約条件については、別添資料1「国土技術政策総合研究所 委託研究契約書(例)」を参照してください。また、複数の機関または研究者からなる共同研究体にて技術研究開発を実施する場合は、別添資料2「共同研究体協定書(案)」を参考に、共同研究体協定書を締結し、その写しを提出して頂きます。

## 2.8 中間評価・事後評価

研究開発成果(中間・事後)については、表5のとおり自己評価を提出いただくとともに、中間評価については表6のとおり、事後評価については表7のとおり委員会によるヒアリング評価を実施します。評価委員による評価の結果、次年度以降の研究の進め方等について、意見を付与するとともに、採択額を減額する場合や、成果の見込みがないと判断されたものについては打ち切ります。

提出書類は、下記期限までに、郵送で提出するとともに電子メールにて提出した旨を連絡願います。電子メールのみ等による応募は受け付けません。

- ・ 提出期限：(中間評価) 平成 23 年 2 月 1 日 (火) (必着)  
(事後評価) 平成 23 年 3 月 31 日 (木) (必着)
- ・ 提出先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3  
国土交通省河川局河川計画課河川情報企画室  
河川砂防技術研究開発公募 担当係
- ・ E-mail : [kasenkoubo@mlit.go.jp](mailto:kasenkoubo@mlit.go.jp)

中間評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数年度課題について委託年度の 2 月下旬に実施</li> <li>・ 自己評価の提出及び委員会委員によるヒアリング評価</li> </ul>
事後評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術研究開発完了年度の翌年度 4 月に実施</li> <li>・ 自己評価の提出及び委員会委員によるヒアリング評価</li> </ul>

表 5 河川技術分野 中間評価・事後評価 提出書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
河川技術分野	様式 A-8	目標の概要・成果の概要	1
	様式 A-9	成果公表等の状況	2
	様式 A-10	自己評価結果 (研究代表者用)	1

表 6 中間評価結果の評価基準

<p><u>総合評価</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の項目を総合的に評価</li> </ul>	<p>a：非常に優れた研究であった。</p> <p>b：優れた研究であった。</p> <p>c：条件付きで評価できる（研究費の減額等）。</p> <p>d：優れた研究ではなかった（研究の打ち切り）。</p>
<p><u>I. 目標達成度</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当初の目標を達成することができたか。</li> </ul>	<p>a：十分達成した。</p> <p>b：概ね達成した。</p> <p>c：達成しなかった。</p>
<p><u>II. 技術研究開発計画</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発計画、経費、研究開発体制等の計画が適切であったか。</li> </ul>	<p>a：適切であった。</p> <p>b：おおむね適切であった。</p> <p>c：不適切であった。</p>
<p><u>III. 技術研究開発成果</u></p> <hr/> <p><u>(1) 技術革新性</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学術的研究及び特許等に係る技術の応用・改良等をもって、既存の技術に比べて相当程度の技術革新を推進することができたか。</li> </ul> <hr/> <p><u>(2) 導入可能性</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発の成果が幅広く普及することにより、河川行政のみならず、国民生活、経済活動への波及効果が期待できるか。</li> </ul> <hr/>	<hr/> <p>a：十分推進することができた。</p> <p>b：概ね推進することができた。</p> <p>c：不十分</p> <hr/> <p>a：十分期待できる。</p> <p>b：概ね期待できる。</p> <p>c：期待できない。</p> <hr/>

表7 事後評価結果の評価基準

<p><u>総合評価</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の項目を総合的に評価</li> </ul>	<p>a：研究目的は達成され、十分な研究成果があった。</p> <p>b：研究目的は概ね達成され、研究成果があった。</p> <p>c：一定の研究成果があった。</p> <p>d：研究成果があったとは言い難い。</p>
<p><u>I. 目標達成度</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当初の目標を達成することができたか。</li> </ul>	<p>a：十分達成した。</p> <p>b：概ね達成した。</p> <p>c：達成しなかった。</p>
<p><u>II. 技術研究開発計画</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発計画、経費、研究開発体制等の計画が適切であったか。</li> </ul>	<p>a：適切であった。</p> <p>b：おおむね適切であった。</p> <p>c：不適切であった。</p>
<p><u>III. 技術研究開発成果</u></p>	
<p><u>(1) 技術革新性</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学術的研究及び特許等に係る技術の応用・改良等をもって、既存の技術に比べて相当程度の技術革新を推進することができたか。</li> </ul>	<p>a：十分推進することができた。</p> <p>b：概ね推進することができた。</p> <p>c：不十分</p>
<p><u>(2) 導入可能性</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発の成果が幅広く普及することにより、河川行政のみならず、国民生活、経済活動への波及効果が期待できるか。</li> </ul>	<p>a：十分期待できる。</p> <p>b：概ね期待できる。</p> <p>c：期待できない。</p>

## 2.9 その他

研究開発を実施する上で必要があれば、国土交通省と協議の上、国土交通省が所有する研究開発に必要なデータの提供、計測機器の貸与、フィールドの提供等を行います。

### 3. 砂防技術分野公募要領

#### 3.1 公募課題

平成 23 年度に新規に公募の対象とする技術研究開発課題は、次のとおりです。

(1) 大規模崩壊等の異常土砂流出に関する技術開発研究

課題番号・ 課題名	(23-S) 大規模崩壊等の異常土砂流出に関する技術開発研究
期間・費用	最長 3 年で合計 5,000 万円まで
背景・目的	<p>近年、地震や豪雨にともなう大規模な土砂災害発生懸念が高まっております。深層崩壊や天然ダムの決壊等による大規模な土石流の発生や、崩落する地すべりの多発などに対する迅速かつ適切な対応が求められる。</p> <p>本研究開発は、深層崩壊や大規模地すべりなどの想定される異常土砂流出等に関するメカニズムの解明や危険度評価手法、対策手法などの技術開発を行うものである。なお、本研究開発の成果は、今後の大規模崩壊等の異常土砂流出を考慮した砂防計画に関する検討を行う際に活用する予定である。</p>
目標とする 技術レベル	今後の全国における、大規模崩壊等の異常土砂流出に対する調査・検討・対策に適用可能なものとする。
研究テーマ 例	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 深層崩壊の危険性のある箇所・規模・発生時期の推定手法</li><li>・ 深層崩壊に起因する土石流の被害範囲・外力の推定手法に関する検討</li><li>・ 深層崩壊に起因する土石流や天然ダムに対する対策手法に関する検討</li><li>・ 天然ダム等の監視観測、規模の把握技術、無人調査・施工技術に関する検討</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 初生地すべりの抽出及び安定度評価手法に関する検討</li><li>・ 地すべりの初期変状を的確に把握する観測手法に関する検討</li></ul> 等

### 3.2 応募書類

応募書類は表 8 とおりです。

表 8 砂防技術分野 応募書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
砂防技術 分野	別紙 1	応募書類受理票	1
	様式 B-1	砂防技術分野公募 応募様式 (その 1)	1
	様式 B-2	砂防技術分野公募 応募様式 (その 2)	1
	様式 B-3	砂防技術分野公募 応募様式 (その 3)	3 枚以内
	様式 B-4	砂防技術分野公募 応募様式 (その 4)	1
	様式 B-5	研究開発年次計画・経費の見込み	1
	様式 B-6	平成 23 年度の必要経費概算	1
	様式 B-7	研究者データ (共同研究者全員分)	各 2

### 3.3 採択審査基準

採択審査は、有識者からなる砂防技術評価委員会において表 9 の視点から総合的に行われます。なお、砂防技術評価委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承ください。

表 9 砂防技術分野 採択審査基準

(i) 技術革新性	既存の技術に比べてどの程度の新規技術研究開発要素が認められるか
(ii) 導入可能性	砂防関係事業への応用性及び成果の幅広い普及を通じた国民生活や経済活動に対する効果・意義が期待できるか
(iii) 実現可能性	目標達成及び実用化が技術的に可能であるか 技術研究開発計画、経費、実施体制は適切か

### 3.4 新規応募課題の審査

提出された応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について書面審査（一次審査として実施）、ヒアリング審査（二次審査として実施）を行います。審査の方法、時期、結果等は表 10 のとおりです。

表 10 砂防技術分野 応募課題 審査内容

書面審査 (一次審査)	方法；砂防技術評価委員会委員による応募書類の審査 時期；2月上旬～2月下旬 結果；3月上旬に電子メールにて研究代表者に結果を連絡（ヒアリング審査対象者にはヒアリング審査の日時・会場も連絡）
ヒアリング審査 (二次審査)	方法；砂防技術評価委員会によるヒアリング 時期；3月下旬 対象；書面審査（一次審査）の結果選定されたテーマの研究代表者 場所；国土交通本省内会議室（予定）

	結果；ヒアリング後電子メールにて研究代表者に結果を連絡
--	-----------------------------

### 3.5 審査結果の通知

審査結果については、結果を問わず研究代表者に対して通知するほか、審査の結果採択予定となった研究テーマについて、テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名等を国土交通省のホームページ等で公表します。なお、審議結果のお問い合わせにはお答えできませんので、御了承下さい。

### 3.6 研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、国土技術政策総合研究所と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度末に委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、委託契約条件については、別添資料1「国土技術政策総合研究所 委託研究契約書(例)」を参照してください。また、複数の機関または研究者からなる共同研究体にて技術研究開発を実施する場合は、別添資料2「共同研究体協定書(案)」を参考に、共同研究体協定書を締結し、その写しを提出して頂きます。

### 3.7 中間評価・事後評価

研究開発成果(中間・事後)については、表11のとおり自己評価を提出いただくとともに、中間評価については表12のとおり、事後評価については表13のとおり委員会によるヒアリング評価を実施します。評価委員による評価の結果、次年度以降の研究の進め方等について、意見を付与するとともに、採択額を減額する場合や、成果の見込みがないと判断されたものについては打ち切ります。

中間評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数年度課題について委託年度の2月下旬に実施</li> <li>・自己評価の提出及び委員会委員によるヒアリング評価</li> </ul>
事後評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術研究開発完了年度の翌年度4月に実施</li> <li>・自己評価の提出及び委員会委員によるヒアリング評価</li> </ul>

表11 砂防技術分野 中間評価・事後評価 提出書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
砂防技術分野	様式 B-8	目標の概要・成果の概要	1
	様式 B-9	成果公表等の状況	2
	様式 B-10	自己評価結果(研究代表者用)	1

表 12 中間評価結果の評価基準

<p><u>総合評価</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の項目を総合的に評価</li> </ul>	<p>a：非常に優れた研究であった。</p> <p>b：優れた研究であった。</p> <p>c：条件付きで評価できる（研究費の減額等）。</p> <p>d：優れた研究ではなかった（研究の打ち切り）。</p>
<p><u>I. 目標達成度</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当初の目標を達成することができたか。</li> </ul>	<p>a：十分達成した。</p> <p>b：概ね達成した。</p> <p>c：達成しなかった。</p>
<p><u>II. 技術研究開発計画</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発計画、経費、研究開発体制等の計画が適切であったか。</li> </ul>	<p>a：適切であった。</p> <p>b：おおむね適切であった。</p> <p>c：不適切であった。</p>
<p><u>III. 技術研究開発成果</u></p> <hr/> <p><u>(1) 技術革新性</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学術的研究及び特許等に係る技術の応用・改良等をもって、既存の技術に比べて相当程度の技術革新を推進することができたか。</li> </ul> <hr/> <p><u>(2) 導入可能性</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発の成果が幅広く普及することにより、砂防関係事業のみならず、国民生活、経済活動への波及効果が期待できるか。</li> </ul> <hr/>	<hr/> <p>a：十分推進することができた。</p> <p>b：概ね推進することができた。</p> <p>c：不十分</p> <hr/> <p>a：十分期待できる。</p> <p>b：概ね期待できる。</p> <p>c：期待できない。</p> <hr/>

表 13 事後評価結果の評価基準

<p><u>総合評価</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の項目を総合的に評価</li> </ul>	<p>a：研究目的は達成され、十分な研究成果があった。</p> <p>b：研究目的は概ね達成され、研究成果があった。</p> <p>c：一定の研究成果があった。</p> <p>d：研究成果があったとは言い難い。</p>
<p><u>I. 目標達成度</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当初の目標を達成することができたか。</li> </ul>	<p>a：十分達成した。</p> <p>b：概ね達成した。</p> <p>c：達成しなかった。</p>
<p><u>II. 技術研究開発計画</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発計画、経費、研究開発体制等の計画が適切であったか。</li> </ul>	<p>a：適切であった。</p> <p>b：おおむね適切であった。</p> <p>c：不適切であった。</p>
<p><u>III. 技術研究開発成果</u></p>	
<p><u>(1) 技術革新性</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学術的研究及び特許等に係る技術の応用・改良等をもって、既存の技術に比べて相当程度の技術革新を推進することができたか。</li> </ul>	<p>a：十分推進することができた。</p> <p>b：概ね推進することができた。</p> <p>c：不十分</p>
<p><u>(2) 導入可能性</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発の成果が幅広く普及することにより、砂防関係事業のみならず、国民生活、経済活動への波及効果が期待できるか。</li> </ul>	<p>a：十分期待できる。</p> <p>b：概ね期待できる。</p> <p>c：期待できない。</p>

### 3.8 その他

研究開発を実施する上で必要があれば、国土交通省と協議の上、国土交通省が所有する研究開発に必要なデータの提供、計測機器の貸与、フィールドの提供等を行います。

## 4. 地域課題分野公募要領

### 4.1 河川

#### 4.1.1 公募課題

公募の対象とする技術研究開発課題は、次のとおりです。

国土交通省が管理する河川等が抱える一般的な河川管理上の技術的な課題、または固有の河川管理上の技術的な課題を対象とし、具体のフィールドにおいて、先駆的に行う研究開発であり、かつ、実現可能であるものとします。

○河川管理上の技術的な課題例

- ・河川工事・維持管理技術に関する研究開発
- ・水害等の被害の軽減に関する研究開発
- ・河川環境の向上に関する研究開発
- ・総合的な水資源対策に関する研究開発
- ・河川工学、水文学などに関する研究開発 等

#### 4.1.2 応募書類

応募書類は表 14 のとおりです。

表 14 地域課題分野（河川） 応募書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題 分野	別紙 1	応募書類受理票	1
	様式 C-1	地域課題分野公募 応募様式（その 1）	1
	様式 C-2	地域課題分野公募 応募様式（その 2）	2
	様式 C-3	地域課題分野公募 応募様式（その 3）	1
	様式 C-4	研究開発年次計画・経費の見込み	1
	様式 C-5	平成 23 年度の必要経費概算	1
	様式 C-6	研究者データ（共同研究者全員分）	各 2

#### 4.1.3 採択審査基準

採択審査は、有識者からなる河川技術評価委員会地域課題評価分科会（以下、「地域課題評価分科会」という。）において表 15 の視点から総合的に行われます。なお、地域課題評価分科会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承ください。

表 15 地域課題分野（河川） 採択審査基準

(i) 課題解決性	河川管理の現場が抱える技術的な課題の解決に資する適切な研究か
(ii) 新規性・ 将来性	新規の研究要素が認められるか 将来性のある研究か
(iii) 実現可能性	目標達成が可能な研究計画、経費、実施体制は適切か

	地方整備局等と共同で研究開発が可能な体制か
--	-----------------------

#### 4.1.4 新規応募課題の審査

提出された応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について書面審査を行います。審査の方法、時期、結果等は表 16 のとおりです。

表 16 地域課題分野（河川） 応募課題 審査内容

書面審査	方法；地域課題評価分科会による応募書類の審査 時期；2月上旬～3月中旬 結果；評価分科会開催後に電子メールにて研究代表者に結果を連絡
------	--

#### 4.1.5 継続課題の応募

平成 21, 22 年度に採択された課題で平成 23 年度も継続して技術研究開発を行うものは、1.7、4.1.2 に従って応募書類を提出して下さい。また併せて、評価に係る様式 C-7、C-8、C-9 を提出して下さい。継続課題の採択にあたっては、平成 22 年度成果をヒアリングし、中間評価を実施します。

#### 4.1.6 審査結果の通知

審査結果については、結果を問わず研究代表者に対して通知するほか、審査の結果採択予定となった研究テーマについて、テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名等を国土交通省のホームページ等で公表します。なお、審議結果のお問い合わせにはお答えできませんので、御了承下さい。

#### 4.1.7 研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度末に委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、国土交通省から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- ・旅費（打ち合わせ旅費、現地調査旅費、報告会旅費）
- ・現地調査経費（移動用の車両経費、現地調査用消耗品費、現地仮施設等の経費）
- ・印刷製本費（報告書、資料等）
- ・間接費（上記の直接費の 30% の範囲内で、かつ地方整備局等の規定等で定める率以内で計上することができる）

#### 4.1.8 中間評価・事後評価

研究開発成果（中間・事後）については、表 17 のとおり自己評価を提出いただくとともに、地域課題分科会が指定する発表会等での発表を通して中間評価については表 18 のとおり、事後評価については表 19 のとおり、地域課題評価分科会により評価を実施

します。

提出書類は、下記期限までに、郵送で提出するとともに電子メールにて提出した旨を連絡願います。電子メールのみ等による応募は受け付けません。

- ・提出期限：(中間評価) 平成 23 年 2 月 1 日 (火) (必着)  
(事後評価) 平成 23 年 3 月 31 日 (木) (必着)
- ・提出先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3  
国土交通省河川局河川計画課河川情報企画室  
河川砂防技術研究開発公募 担当係
- ・E-mail：[kasenkoubo@mlit.go.jp](mailto:kasenkoubo@mlit.go.jp)

中間評価	・複数年度課題について委託年度の3月中旬に実施
事後評価	・技術研究開発完了年度の翌年度4月に実施

※研究開発成果(中間・事後)については、随時、地域課題評価分科会が指定する学会等での発表をお願いします。

表 17 地域課題分野 中間評価・事後評価 提出書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題 分野	様式 C-7	目標の概要・成果の概要	1
	様式 C-8	成果公表等の状況	2
	様式 C-9	自己評価結果(研究代表者用)	1

表 18 中間評価結果の評価基準

<p><u>総合評価</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の項目を総合的に評価</li> </ul>	<p>a：非常に優れた研究であった。</p> <p>b：優れた研究であった。</p> <p>c：条件付きで評価できる（研究費の減額等）。</p> <p>d：優れた研究ではなかった（研究の打ち切り）。</p>
<p><u>I. 目標達成度</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当初の目標を達成することができたか。</li> </ul>	<p>a：十分達成した。</p> <p>b：概ね達成した。</p> <p>c：達成しなかった。</p>
<p><u>II. 技術研究開発計画</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発計画、経費、研究開発体制等の計画が適切であったか。</li> </ul>	<p>a：適切であった。</p> <p>b：おおむね適切であった。</p> <p>c：不適切であった。</p>
<p><u>III. 技術研究開発成果</u></p>	
<p><u>(1) 課題解決性</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の若手研究者と河川管理者による共同研究を通して、河川管理の現場が抱える技術的な課題の解決に資する研究を推進することができたか。</li> </ul>	<p>a：十分推進することができた。</p> <p>b：概ね推進することができた。</p> <p>c：不十分</p>
<p><u>(2) 新規性・将来性</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川または流域が抱える課題に対して、新規の研究成果や将来性が期待できるか。</li> </ul>	<p>a：十分期待できる。</p> <p>b：概ね期待できる。</p> <p>c：期待できない。</p>

表 19 事後評価結果の評価基準

<p><u>総合評価</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の項目を総合的に評価</li> </ul>	<p>a：研究目的は達成され、十分な研究成果があった。</p> <p>b：研究目的は概ね達成され、研究成果があった。</p> <p>c：一定の研究成果があった。</p> <p>d：研究成果があったとは言い難い。</p>
<p><u>I. 目標達成度</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当初の目標を達成することができたか。</li> </ul>	<p>a：十分達成した。</p> <p>b：概ね達成した。</p> <p>c：達成しなかった。</p>
<p><u>II. 技術研究開発計画</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発計画、経費、研究開発体制等の計画が適切であったか。</li> </ul>	<p>a：適切であった。</p> <p>b：おおむね適切であった。</p> <p>c：不適切であった。</p>
<p><u>III. 技術研究開発成果</u></p>	
<p><u>(1) 課題解決性</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の若手研究者と河川管理者による共同研究を通して、河川管理の現場が抱える技術的な課題の解決に資する研究を推進することができたか。</li> </ul>	<p>a：十分推進することができた。</p> <p>b：概ね推進することができた。</p> <p>c：不十分</p>
<p><u>(2) 新規性・将来性</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川または流域が抱える課題に対して、新規の研究成果や将来性が期待できるか。</li> </ul>	<p>a：十分期待できる。</p> <p>b：概ね期待できる。</p> <p>c：期待できない。</p>

## 4.2 砂防

### 4.2.1 公募課題

公募の対象とする技術研究開発課題は、次のとおりです。

砂防関係事業実施上の技術的な課題を対象とし、特定のフィールドにおいて、先駆的に行う研究開発であり、かつ、実現可能であるものとします。

○砂防関係事業の技術的な課題例

- ・砂防関係工事に関する研究開発
  - ・土砂災害等の被害の軽減に関する研究開発
  - ・生態系・景観など溪流環境の向上に関する研究開発
  - ・総合的な土砂管理に関する研究開発
- 等

### 4.2.2 応募書類

応募書類は表 20 のとおりです。

表 20 地域課題分野（砂防） 応募書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題 分野	別紙 1	応募書類受理票	1
	様式 D-1	地域課題分野公募 応募様式（その 1）	1
	様式 D-2	地域課題分野公募 応募様式（その 2）	2
	様式 D-3	地域課題分野公募 応募様式（その 3）	1
	様式 D-4	研究開発年次計画・経費の見込み	1
	様式 D-5	平成 23 年度の必要経費概算	1
	様式 D-6	研究者データ（共同研究者全員分）	各 2

### 4.2.3 採択審査基準

採択審査は、有識者からなる砂防技術評価委員会において表 21 の視点から総合的に行われます。なお、砂防技術評価委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承ください。

表 21 地域課題分野（砂防） 採択審査基準

(i) 課題解決性	砂防関係事業の現場が抱える技術的な課題の解決に資する適切な研究か
(ii) 新規性・将来性	新規の研究要素が認められるか 将来性のある研究か
(iii) 実現可能性	目標達成が可能な研究計画、経費、実施体制は適切か 地方整備局等と共同で研究開発が可能な体制か

#### 4.2.4 新規応募課題の審査

提出された応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について書面審査を行います。審査の方法、時期、結果等は表 22 のとおりです。

表 22 地域課題分野（砂防） 応募課題 審査内容

書面審査	方法；砂防技術評価委員会による応募書類の審査 時期；2月上旬～3月下旬 結果；評価委員会開催後に電子メールにて研究代表者に結果を連絡
------	--

#### 4.2.5 審査結果の通知

審査結果については、結果を問わず研究代表者に対して通知するほか、審査の結果採択予定となった研究テーマについて、テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名等を国土交通省のホームページ等で公表します。なお、審議結果のお問い合わせにはお答えできませんので、御了承下さい。

#### 4.2.6 研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度末に委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、国土交通省から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- ・旅費（打ち合わせ旅費、現地調査旅費、報告会旅費）
- ・現地調査経費（移動用の車両経費、現地調査用消耗品費、現地仮施設設等の経費）
- ・印刷製本費（報告書、資料等）
- ・間接費（上記の直接費の30%の範囲内で、かつ地方整備局等の規定等で定める率以内で計上することができる）

#### 4.2.7 中間評価・事後評価

研究開発成果（中間・事後）については、表 23 のとおり自己評価を提出いただくとともに、中間評価については表 24 のとおり、事後評価については表 25 のとおり、砂防技術評価委員会により評価を実施します。

中間評価	・複数年度課題について委託年度の2月下旬に実施
事後評価	・技術研究開発完了年度の翌年度4月に実施

表 23 地域課題分野（砂防） 中間評価・事後評価 提出書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題 分野	様式 D-7	目標の概要・成果の概要	1
	様式 D-8	成果公表等の状況	2
	様式 D-9	自己評価結果（研究代表者用）	1

表 24 中間評価結果の評価基準

<p><u>総合評価</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の項目を総合的に評価</li> </ul>	<p>a：非常に優れた研究であった。</p> <p>b：優れた研究であった。</p> <p>c：条件付きで評価できる（研究費の減額等）。</p> <p>d：優れた研究ではなかった（研究の打ち切り）。</p>
<p><u>I. 目標達成度</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当初の目標を達成することができたか。</li> </ul>	<p>a：十分達成した。</p> <p>b：概ね達成した。</p> <p>c：達成しなかった。</p>
<p><u>II. 技術研究開発計画</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発計画、経費、研究開発体制等の計画が適切であったか。</li> </ul>	<p>a：適切であった。</p> <p>b：おおむね適切であった。</p> <p>c：不適切であった。</p>
<p><u>III. 技術研究開発成果</u></p> <p><u>(1) 課題解決性</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の研究者と管理者による共同研究を通して、砂防関係事業の現場が抱える技術的な課題の解決に資する研究を推進することができたか。</li> </ul>	<p>a：十分推進することができた。</p> <p>b：概ね推進することができた。</p> <p>c：不十分</p>
<p><u>(2) 新規性・将来性</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>砂防関係事業が抱える課題に対して、新規の研究成果や将来性が期待できるか。</li> </ul>	<p>a：十分期待できる。</p> <p>b：概ね期待できる。</p> <p>c：期待できない。</p>

表 25 事後評価結果の評価基準

<p><u>総合評価</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の項目を総合的に評価</li> </ul>	<p>a：研究目的は達成され、十分な研究成果があった。</p> <p>b：研究目的は概ね達成され、研究成果があった。</p> <p>c：一定の研究成果があった。</p> <p>d：研究成果があったとは言い難い。</p>
<p><u>I. 目標達成度</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当初の目標を達成することができたか。</li> </ul>	<p>a：十分達成した。</p> <p>b：概ね達成した。</p> <p>c：達成しなかった。</p>
<p><u>II. 技術研究開発計画</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発計画、経費、研究開発体制等の計画が適切であったか。</li> </ul>	<p>a：適切であった。</p> <p>b：おおむね適切であった。</p> <p>c：不適切であった。</p>
<p><u>III. 技術研究開発成果</u></p> <hr/> <p><u>(1) 課題解決性</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の研究者と管理者による共同研究を通して、砂防関係事業の現場が抱える技術的な課題の解決に資する研究を推進することができたか。</li> </ul> <hr/> <p><u>(2) 新規性・将来性</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>砂防関係事業が抱える課題に対して、新規の研究成果や将来性が期待できるか。</li> </ul> <hr/>	<hr/> <p>a：十分推進することができた。</p> <p>b：概ね推進することができた。</p> <p>c：不十分</p> <hr/> <p>a：十分期待できる。</p> <p>b：概ね期待できる。</p> <p>c：期待できない。</p> <hr/>

## 4.3 河川生態

### 4.3.1 公募課題

公募の対象とする技術研究開発課題は、次のとおりです。

国土交通省が管理する河川における災害対策の効果がある河川事業が河川やその流域の河川生態系へ与える影響や効果について、地域の研究機関に所属する研究者と河川管理者が、各河川（流域）をフィールドにした現地調査等を通じた共同研究を、生態学と河川工学等を組み合わせた学際的アプローチで行い、今後の河川管理に活かす成果を得ることを目的として、以下のとおり、対象河川及び研究課題を設定します。

河川管理の高度化・合理化及び河川環境の向上につながる技術研究を行うものとします。

#### 1) 一般研究

平成 23 年度は対象河川なし。

#### 2) F S 研究

##### ①対象河川（連携する国土交通省関係の事務所）

十勝川水系（北海道開発局帯広開発建設部）

##### ②研究課題

十勝川水系を対象として、以下の研究を行う。

- ・ダム下流河道での樹林化の抑制とレキ河原特有の希少生物の保全を同時に進める手法の研究
- ・治水安全度の向上と大型鳥類（ヒシクイ・タンチョウ等）の営巣環境の再生を同時に進める手法の研究
- ・その他、河川管理の高度化・合理化及び河川環境の向上を効果的に実現する技術研究

F S 研究においては、その実施を通じて得られた成果をとりまとめるとともに、最大で5年以内の期間で行う一般研究の実施計画案を検討するものとします。検討成果においては、当該実施計画案の実現可能性、調査の具体的実施方法、調査実施により得られることが想定される河川管理面及びその他の面での効果を明らかにするものとします。

### 4.3.2 応募書類

応募書類は表 26 のとおりです。

表 26 地域課題分野（河川生態） 応募書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題	別紙 1	応募書類受理票	1
分野	様式 E-1	地域課題分野公募 応募様式（その 1）	1

様式 E-2	地域課題分野公募 応募様式（その 2）	1
様式 E-3	地域課題分野公募 応募様式（その 3）	3 枚以内
様式 E-4	地域課題分野公募 応募様式（その 4）	1
様式 E-5	地域課題分野公募 応募様式（その 5）	1
様式 E-6	研究開発年次計画・経費の見込み	1
様式 E-7	平成 23 年度の必要経費概算	1
様式 E-8	研究者データ（共同研究者全員分）	各 2

#### 4.3.3 採択審査基準

採択審査は、有識者からなる河川生態委員会において表 27 の視点から総合的に行われます。なお、河川生態委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承ください。

表 27 地域課題分野（河川生態） 採択審査基準

(i) 課題解決性	河川管理の現場が抱える生態学的な課題の解決に資する適切な研究か
(ii) 新規性・将来性	新規の研究要素が認められるか 将来性のある研究か
(iii) 実現可能性	目標達成が可能な研究計画、経費、実施体制は適切か 地方整備局等と共同で研究開発が可能な体制か
(iv) その他	一般研究の段階では、生態学と河川工学を含んだ学際的な調査を 1 つのグループで行うこととしており、F S 研究においても同様の学術的な体制がとられていれば利点と見なす。個人又は同様の体制とられていないグループで応募する際には、F S 研究の実施を通じて生態学と河川工学を含んだ学際的な調査を行う体制を構築するよう努めるものとする。

#### 4.3.4 新規応募課題の審査

提出された応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について書面審査（一次審査として実施）、ヒアリング審査（二次審査として実施）を行います。審査の方法、時期、結果等は表 28 のとおりです。

表 28 地域課題分野（河川生態） 応募課題 審査内容

書面審査 （一次審査）	方法；河川生態委員会委員による応募書類の審査 時期；2 月上旬～3 月中旬 結果；3 月下旬に電子メールにて研究代表者に結果を連絡（ヒアリング審査対象者にはヒアリング審査の日時・会場も連絡）
ヒアリング審査 （二次審査）	方法；河川生態委員会によるヒアリング 時期；4 月中旬前後 対象；書面審査（一次審査）の結果選定されたテーマの研究代表者

	場所；国土交通本省内会議室（予定） 結果；ヒアリング後電子メールにて研究代表者に結果を連絡
--	--

#### 4.3.5 審査結果の通知

審査結果については、結果を問わず研究代表者に対して通知するほか、審査の結果採択予定となった研究テーマについて、テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名等を国土交通省のホームページ等で公表します。なお、審議結果のお問い合わせにはお答えできませんので、御了承下さい。

#### 4.3.6 委託経費の配分の考え方

委託を行う相手方は、応募書類の審査の結果、調査の目的に照らして、最も優れた成果が期待できるグループ又は個人とします。但し、複数のグループ又は個人が連携して調査を行った方がより効果的であると考えられる場合には、500万円以内で複数のグループ又は個人に委託を行う場合があります。この場合、その対象となるグループ又は個人が希望する額に満たない額の委託経費しか配分できないときには、委託先の候補となるグループ又は個人に対して、配分額の減額に伴って受託意志及び調査内容に変更があるか確認した上で、最終的な委託先及び配分額を決定するものとします。

#### 4.3.7 研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度末に委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

#### 4.3.8 中間評価・事後評価・移行評価

研究開発成果（中間・事後）については、表 29 のとおり自己評価を提出いただくとともに、河川生態委員会が指定する発表会等での発表を通して中間評価については表 30 のとおり、事後評価については表 31 のとおり、河川生態委員会により評価を実施します。

また、F S 研究について、一般研究への移行に関する評価（移行評価）を行います。中間・事後評価と同様、表 29 のとおり自己評価を提出いただくとともに、表 31 のとおり、河川生態委員会により評価を実施します。なお、F S 研究の結果、F S 研究で検討した一般研究の実施計画案を基本とした研究を実施することにより河川管理上有用な知見を効果的に得られると見込まれる場合には、河川管理者は、F S 研究で提案された一般研究の実施計画案を基本として一般研究のテーマ及び内容を定め、改めて一般研究の委託先の公募を実施する予定であり、F S 研究実施者が自動的に一般調査の実施者になるわけではありません。

中間評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数年度課題について委託年度の2月下旬に実施</li> <li>・自己評価の提出及び河川生態委員会委員によるヒアリング評価</li> </ul>
事後評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術研究開発完了年度の翌年度4月に実施</li> <li>・自己評価の提出及び河川生態委員会委員によるヒアリング評価</li> </ul>
移行評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・F S研究について委託年度の2月下旬に実施</li> <li>・自己評価の提出及び河川生態委員会委員によるヒアリング評価</li> </ul>

※平成22年度は中間評価・事後評価・移行評価の対象研究はありません。

**表 29 地域課題分野（河川生態） 中間評価・事後評価・移行評価 提出書類**

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題 分野	様式 E-9	目標の概要・成果の概要	1
	様式 E-10	成果公表等の状況	2
	様式 E-11	自己評価結果（研究代表者用）	1

表 30 中間評価結果の評価基準

<p><u>総合評価</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の項目を総合的に評価</li> </ul>	<p>a：非常に優れた研究であった。</p> <p>b：優れた研究であった。</p> <p>c：条件付きで評価できる（研究費の減額等）。</p> <p>d：優れた研究ではなかった（研究の打ち切り）。</p>
<p><u>I. 目標達成度</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当初の目標を達成することができたか。</li> </ul>	<p>a：十分達成した。</p> <p>b：概ね達成した。</p> <p>c：達成しなかった。</p>
<p><u>II. 技術研究開発計画</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発計画、経費、研究開発体制等の計画が適切であったか。</li> </ul>	<p>a：適切であった。</p> <p>b：おおむね適切であった。</p> <p>c：不適切であった。</p>
<p><u>III. 技術研究開発成果</u></p> <hr/> <p><u>(1) 技術革新性</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>学術的研究及び特許等に係る技術の応用・改良等をもって、既存の技術に比べて相当程度の技術革新を推進することができたか。</u></li> </ul> <hr/> <p><u>(2) 導入可能性</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>研究開発の成果が幅広く普及することにより、河川行政のみならず、国民生活、経済活動への波及効果が期待できるか。</u></li> </ul> <hr/>	<p>a：十分推進することができた。</p> <p>b：概ね推進することができた。</p> <p>c：不十分</p> <hr/> <p>a：十分期待できる。</p> <p>b：概ね期待できる。</p> <p>c：期待できない。</p> <hr/>

表 31 事後評価・移行評価結果の評価基準

<p><u>総合評価</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の項目を総合的に評価</li> </ul>	<p>a：研究目的は達成され、十分な研究成果があった。</p> <p>b：研究目的は概ね達成され、研究成果があった。</p> <p>c：一定の研究成果があった。</p> <p>d：研究成果があったとは言い難い。</p>
<p><u>I. 目標達成度</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当初の目標を達成することができたか。</li> </ul>	<p>a：十分達成した。</p> <p>b：概ね達成した。</p> <p>c：達成しなかった。</p>
<p><u>II. 技術研究開発計画</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発計画、経費、研究開発体制等の計画が適切であったか。</li> </ul>	<p>a：適切であった。</p> <p>b：おおむね適切であった。</p> <p>c：不適切であった。</p>
<p><u>III. 技術研究開発成果</u></p> <hr/> <p><u>(1) 技術革新性</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>学術的研究及び特許等に係る技術の応用・改良等をもって、既存の技術に比べて相当程度の技術革新を推進することができたか。</u></li> </ul> <hr/> <p><u>(2) 導入可能性</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>研究開発の成果が幅広く普及することにより、河川行政のみならず、国民生活、経済活動への波及効果が期待できるか。</u></li> </ul> <hr/>	<p>a：十分推進することができた。</p> <p>b：概ね推進することができた。</p> <p>c：不十分</p> <hr/> <p>a：十分期待できる。</p> <p>b：概ね期待できる。</p> <p>c：期待できない。</p> <hr/>

#### 4.3.9 研究交流

- 研究の中間段階での成果等について、国土交通省が指定する学会等の研究集会で発表して頂きます。なお、この研究集会は、11月～12月期を目途に東京近郊で開催するものとします。
- 本要領 4.3.1 項に基づく研究が、複数のグループ又は個人が実施することとなった場合には、各グループ又は個人の間での情報交換その他の研究交流に努めて頂くものとします。

## 5. 流域計画・流域管理課題分野公募要領

### 5.1 公募課題

平成 23 年度に新規に公募の対象とする技術研究開発課題は、次のとおりです。

国土交通省が管理する河川を中心とした流域に関して、河川管理と都市計画・地域計画を互いに関連させ、水害に対する流域の安全性の向上や健全な水循環系の構築、河川整備による健全な都市構築等、流域計画・流域管理上の課題を対象とします。

○流域管理と地域計画の連携方策に関わる課題例

- ・水害リスク情報を踏まえた都市計画と被害軽減方策
  - ・将来の都市構造と水循環
  - ・流域管理とまちづくりの連携方策
  - ・治水効果と土地利用分析
- 等

### 5.2 応募書類

応募書類は表 32 のとおりです。

表 32 流域計画・流域管理課題分野 応募書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
流域計画・ 流域管理 課題分野	別紙 1	応募書類受理票	1
	様式 F-1	流域計画・流域管理課題分野公募 応募様式(その 1)	1
	様式 F-2	流域計画・流域管理課題分野公募 応募様式(その 2)	2
	様式 F-3	流域計画・流域管理課題分野公募 応募様式(その 3)	1
	様式 F-4	研究開発年次計画・経費の見込み	1
	様式 F-5	平成 23 年度の必要経費概算	1
	様式 F-6	研究者データ (共同研究者全員分)	各 2

### 5.3 採択審査基準

公募案件の審査は、有識者からなる河川技術評価委員会流域計画・流域管理課題評価分科会において表 33 の視点から総合的に行われます。なお、分科会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承ください。

表 33 流域計画・流域管理課題分野 採択審査基準

(i) 課題解決性	河川流域管理と都市計画・地域計画を互いに関連性をもって研究を進めることで、課題の解決に資する適切な研究か
(ii) 新規性・ 将来性	新規の研究要素が認められるか 将来性のある研究か
(iii) 実現可能性	目標達成が可能な研究計画、経費、実施体制は適切か 地方整備局等との共同研究が可能な体制か

## 5.4 新規応募課題の審査

提出された応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について書面審査を行います。審査の方法、時期、結果等は表 34 のとおりです。

表 34 流域計画・流域管理課題分野 応募課題の審査内容

書面審査	方法；流域計画・流域管理課題評価分科会による応募書類の審査 時期；2月上旬～3月中旬 結果；評価分科会開催後に電子メールにて研究代表者に結果を連絡
------	---

## 5.5 継続課題の応募

平成 22 年度に採択された課題で平成 23 年度も継続して技術研究開発を行うものは、1.7、5.2 に従って応募書類を提出して下さい。また併せて、評価に係る様式 D-7, D-8, D-9 を提出してください。継続課題の採択にあたっては、平成 22 年度成果をヒアリングし、中間評価を実施します。

## 5.6 審査結果の通知

審査結果については、結果を問わず研究代表者に対して通知するほか、審査の結果採択予定となった研究テーマについて、テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名等を国土交通省のホームページ等で公表します。なお、審議結果のお問い合わせにはお答えできませんので、御了承下さい。

## 5.7 研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度末に委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、国土交通省から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- ・ 諸謝金（委託事務に直接協力する者に対する報酬及び謝金）
- ・ 旅費（打ち合わせ旅費、現地調査旅費、報告会旅費）
- ・ 現地調査経費（移動用の車両経費、現地調査用消耗品費、現地仮施設等の経費）
- ・ 印刷製本費（報告書、資料等）
- ・ 間接費（上記の直接費の 30% の範囲内で、かつ地方整備局等の規定等で定める率以内で計上することができる）

## 5.8 中間評価・事後評価

研究開発成果（中間・事後）については、各年度末において表 35 のとおり自己評価を提出いただくとともに、流域計画・流域管理課題評価分科会が指定する発表会等での発表を通して中間評価については表 36 のとおり、事後評価については表 37 のとおり、流域計

画・流域管理課題評価分科会により評価を実施します。

提出書類は、下記期限までに、郵送で提出するとともに電子メールにて提出した旨を連絡願います。電子メールのみ等による応募は受け付けません。

- ・提出期限：（中間評価）平成 23 年 2 月 1 日（火）（必着）  
（事後評価）平成 23 年 3 月 31 日（木）（必着）
- ・提出先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3  
国土交通省河川局河川計画課河川情報企画室  
河川砂防技術研究開発公募 担当係
- ・E-mail：[kasenkoubo@mlit.go.jp](mailto:kasenkoubo@mlit.go.jp)

中間評価	・複数年度課題について委託年度の 3 月中旬に実施
事後評価	・技術研究開発完了年度の翌年度 4 月に実施

※研究開発成果（中間・事後）については、随時、流域計画・流域管理課題評価分科会が指定する学会等での発表をお願いします。

表 35 流域計画・流域管理課題分野 中間評価・事後評価 提出書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
流域計画・ 流域管理 課題分野	様式 F-7	目標の概要・成果の概要	1
	様式 F-8	成果公表等の状況	2
	様式 F-9	自己評価結果（研究代表者用）	1

表 36 中間評価結果の評価基準

<p><u>総合評価</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の項目を総合的に評価</li> </ul>	<p>a：非常に優れた研究であった。</p> <p>b：優れた研究であった。</p> <p>c：条件付きで評価できる（研究費の減額等）。</p> <p>d：優れた研究ではなかった（研究の打ち切り）。</p>
<p><u>I. 目標達成度</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当初の目標を達成することができたか。</li> </ul>	<p>a：十分達成した。</p> <p>b：概ね達成した。</p> <p>c：達成しなかった。</p>
<p><u>II. 技術研究開発計画</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発計画、経費、研究開発体制等の計画が適切であったか。</li> </ul>	<p>a：適切であった。</p> <p>b：おおむね適切であった。</p> <p>c：不適切であった。</p>
<p><u>III. 技術研究開発成果</u></p>	
<p><u>(1) 課題解決性</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の若手研究者と河川管理者による共同研究を通して、河川管理の現場が抱える技術的な課題の解決に資する研究を推進することができたか。</li> </ul>	<p>a：十分推進することができた。</p> <p>b：概ね推進することができた。</p> <p>c：不十分</p>
<p><u>(2) 新規性・将来性</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川または流域が抱える課題に対して、新規の研究成果や将来性が期待できるか。</li> </ul>	<p>a：十分期待できる。</p> <p>b：概ね期待できる。</p> <p>c：期待できない。</p>

表 37 事後評価結果の評価基準

<p><u>総合評価</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の項目を総合的に評価</li> </ul>	<p>a：研究目的は達成され、十分な研究成果があった。</p> <p>b：研究目的は概ね達成され、研究成果があった。</p> <p>c：一定の研究成果があった。</p> <p>d：研究成果があったとは言い難い。</p>
<p><u>I. 目標達成度</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当初の目標を達成することができたか。</li> </ul>	<p>a：十分達成した。</p> <p>b：概ね達成した。</p> <p>c：達成しなかった。</p>
<p><u>II. 技術研究開発計画</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発計画、経費、研究開発体制等の計画が適切であったか。</li> </ul>	<p>a：適切であった。</p> <p>b：おおむね適切であった。</p> <p>c：不適切であった。</p>
<p><u>III. 技術研究開発成果</u></p>	
<p><u>(1) 課題解決性</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の若手研究者と河川管理者による共同研究を通して、河川管理の現場が抱える技術的な課題の解決に資する研究を推進することができたか。</li> </ul>	<p>a：十分推進することができた。</p> <p>b：概ね推進することができた。</p> <p>c：不十分</p>
<p><u>(2) 新規性・将来性</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川または流域が抱える課題に対して、新規の研究成果や将来性が期待できるか。</li> </ul>	<p>a：十分期待できる。</p> <p>b：概ね期待できる。</p> <p>c：期待できない。</p>

## 河川技術分野 提出書類の様式

1. 応募時は別紙 1 及び様式 A-1～A-7 を、評価時は様式 A-8～A-10 を使用し、以下の様式に従って記載して下さい。
2. 用紙は、A 4 版を利用し、左とじにして下さい。
3. 応募書類は、日本語で作成して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみだして作成することは認めません。また、文字の大きさについても読みやすい文字の大きさとして下さい。
4. 提出部数は、3 部（正 1 部、写 2 部）及び電子データ 1 部(word データ等) を提出願います。
5. 別紙 1 「応募書類受理票」は、下線部分について記載して下さい（下線は消去可）。また、研究代表者の氏名の横に、研究代表者の押印をお願いします。提出部数等にもれないことを確認の上、提出してください。

応募書類受理票

応募書類受理番号

研究テーマ名： \_\_\_\_\_

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

法人名： \_\_\_\_\_

代表者名： \_\_\_\_\_

所在地： 〒〇〇 〇〇県〇〇市…

研究代表者：所属 \_\_\_\_\_

                  役職名 \_\_\_\_\_

                  氏名 \_\_\_\_\_ 印

                  住所 \_\_\_\_\_

                  TEL \_\_\_\_\_

                  FAX \_\_\_\_\_

                  E-Mail \_\_\_\_\_

応募書類チェックリスト

- 応募書等 1 式  
(応募様式、研究開発年次計画・経費の見込み、平成 23 年度必要経費概算、研究者データ)
- 応募書類の電子データ 1 部
- 法人の経歴書 3 部
- 事業報告書等、役員名簿等及び約款等の写し (前年分) 3 部
- 組織等に関する説明書 3 部

-----切取線-----割印-----

応募書類受理番号

研究テーマ名： \_\_\_\_\_

応募書類受理票

法人名 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日

研究代表者名 \_\_\_\_\_ 殿

貴殿から提出された標記応募書類は、受理しました。

国土交通省 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3  
 国土交通省河川局河川計画課河川情報企画室 印

## 河川技術分野公募 応募様式（その1）

①技術開発 課題	(例) (23-M) 河川管理のためのモニタリング手法の合理化・高度化技術
②技術研究開 発テーマ名	(例) ○○の実用化に関する技術開発
③技術研究開 発の概要	<p>技術革新性、導入可能性、実現可能性の視点にも着目して記載して下さい。</p> <p>「(23-M) 河川管理のモニタリング手法の合理化・高度化技術」に応募する場合は、以下について記載して下さい。</p> <p>(背景・課題) 応募するモニタリング手法のレビュー（現状とその課題）を記載して下さい。</p> <p>(研究目的) 上記（背景・課題）で記載した現状と課題に対して、どのような事を目的に技術研究開発するのか記載して下さい。</p> <p>(研究内容及び成果) 上記（背景・課題）で記載した現状と課題に対して、具体的にどのような成果を得るのか、そのためにどのような研究開発を実施するのかを明確に記載して下さい。</p>

## 河川技術分野公募 応募様式 (その2)

④技術研究開発の目標と達成時期	<p>目標とする成果の内容と達成時期を具体的かつ詳細に（数値的目標等）を記載してください。</p> <p>（記載例）  （1年目の成果）  （例）〇〇手法の開発により、〇〇という研究成果を得ることができる。</p> <p>（2年目の成果）</p> <p>（3年目（最終年）の成果）</p>				
⑤研究代表者	氏名		年齢	職名	
	所属機関 （勤務先）			専門分野	

## 河川技術分野公募 応募様式（その3）

⑥技術研究開発計画	<p>⑥技術研究開発の目標を達成するために、どのような研究を行うのか、具体的かつ詳細に記載してください。また、様式 A-4 「研究開発年次計画・経費の見込み」とも研究項目名等の整合をとって頂くと共に、経費の必要性についても記載してください。</p> <p>※ 3 枚以内とします。</p> <p>(記載例)</p> <p>(1 年目の研究内容)</p> <p>(2 年目の研究内容)</p> <p>(3 年目 (最終年) の研究内容)</p>
-----------	---

## 河川技術分野公募 応募様式（その4）

⑦技術研究開発実施体制	<p>適正な人員配置による実施体制であることを図示などによりわかりやすく説明。</p> <p>⑥「技術研究開発計画」や⑧「共同研究者」、様式 A-5「研究開発年次計画・経費の見込み」とも研究項目名等の整合をとって記載してください。</p>			
⑧共同研究者	氏 名	年齢	所属・役職	研究分担内容

研究開発年次計画・経費の見込み  
(括弧内に研究テーマ名を記載)

※ 研究開発期間が3年間の場合の例（研究項目1-1、2-1を外注する場合）

単位：千円

研究項目	23年度	24年度	25年度	経費の総額
(1)・・・に関する研究開発  (1-1)・・・の測定	<p>・・・の開発</p> <p>←→</p> <p>6,000</p>	<p>・・・の検証</p> <p>←→</p> <p>4,600</p>	<p>とりまとめ</p> <p>1,100</p>	<p>6,000</p> <p>4,600</p> <p>1,100</p>
(2)・・・に関する研究開発  (2-1)・・・の解析	<p>・・・データ整備</p> <p>←→</p> <p>500</p>	<p>・・・の検討</p> <p>←→</p> <p>4,400</p>	<p>とりまとめ</p> <p>1,000</p>	<p>500</p> <p>4,400</p> <p>1,000</p>
諸経費	1,950	2,700	630	5,280
消費税	423	585	137	1,145
合計	8,873	12,285	2,867	24,025
うち外注費	(1-1)・・・の測定 (2,500) (2-1)・・・の解析 (500)	(0)	(0)	(3,000)

注1) 研究の一部を研究代表者（または共同研究者）の所属機関以外で実施（外注）する場合は、各研究項目における外注の範囲、予算規模が明確に分かるよう区分して下さい（上記例の研究項目(1-1)、(2-1)を参照し、研究項目(1)及び(2)の計画額のうち、外注額を下欄括弧内に記入して下さい。

注2) また、平成23年度の欄については様式A-6の金額と整合をとるよう注意してください

注3) 合計額が、応募分野の研究費用負担限度額（5,000万円）を超えていないことを確認してください。

## 平成 23 年度の必要経費概算

研究に必要な経費の概算額を「委託研究処理科目別区分表」に定める科目区分に従って、記載して下さい。

項 目	金額 (千円)	積 算 内 訳
人件費		
諸謝金		
旅費交通費		
庁 費 (1) 備品費 (2) 消耗品費 (3) 借料及損料 (4) 印刷製本費 (5) 通信運搬費 (6) 光熱水料 (7) 賃金 (8) 会議費 (9) 外注費		
間 接 費 諸 経 費		
小 計		
消費税相当額		
合 計		

※1 本様式は、平成 23 年度の必要経費のみについて作成してください。

## 委託研究処理科目区分表

科目区分	内 訳
直接費	委託研究に直接必要な人件費、諸謝金、旅費交通費、庁費である。
人件費	委託研究に直接従事する研究担当者（大学の招聘研究者、公益法人の職員又は民間会社の社員）の延員数を計上する。 ただし、国から給与が支給されている国立大学法人や独立行政法人等の職員は計上できない。
諸謝金	委託研究に直接協力する者に対する報酬及び謝金で、時間数、人数及び回数を計上する。
旅費交通費	委託研究に直接従事する研究担当者の調査などに要する費用で、旅行先を記し、人数及び回数を計上する。
庁費	委託研究に必要な次の（１）～（９）の項目について計上する。
（１）備品費	１点２０，０００円以上で長期の反復使用に耐える物品を品目毎に計上する。 備品は、原則、本委託研究終了後に委託者（国土技術政策総合研究所）へ返還することになります。
（２）消耗品費	備品費に計上した以外の物品を、文具、材料、機器具等に区分して計上する。
（３）借料及損料	機械借上げ等の使用数量及び日時数を計上する。
（４）印刷製本費	報告書、資料等に区分し、数量を計上する。
（５）通信運搬費	電報電話料、郵便料、運搬費に区分して計上する。
（６）光熱水料	電気料、ガス料及び水道料に区分して計上する。
（７）賃金	非常勤職員（アルバイト等）の延員数を計上する。
（８）会議費	会場借上げ等の使用回数又は日時数を計上する。
（９）外注費	調査、試験、実験、計算、機械器具等の修理その他の雑役務に区分して一式金額で計上する。 ただし、別紙「内訳書」を添付すること。
間接費	委託研究処理に必要な経費のうち直接費以外の諸経費について計上する。諸経費は直接費×諸経費率より算出した額とする。なお、諸経費率は直接費の３０％の範囲内とする。

### 注意

共同研究者の所属機関は、契約書（案）第３条に規定する「第三者」には該当しません。

## 研究者データ

※研究に参加する人数分の様式（様式 A-7）を作成下さい。

## 1. 氏名・年齢（生年月日）

ふりがな 氏名	年齢	生年月日（西暦）
こくど たろう 国土 太郎	37	1972年〇月25日

平成 23 年 4 月 1 日時点の年齢

## 2. （所属機関がある場合）所属機関名・部署名・職名・連絡先

所属機関名 （勤務先）	〇〇大学	部署名	工学部 建設工学科
		職名	准教授
連絡先	(〒〇〇〇-〇〇〇〇) 東京都港区〇〇5-3-2		TEL : 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
			FAX : 03-〇〇〇〇-1234
			E-mail : t.kokudo@oo.jp

## 3. 最終学歴

〇〇〇大学大学院 〇〇研究科博士前期課程〇〇工学専攻修了（修士） 〇〇大学 〇〇学部〇〇工学科卒業（学士）
--

## 4. 研究歴（主な職歴と研究内容）

年月	職歴	研究内容
2000. 4	〇〇大学助手	〇〇河川における〇〇の特性に関する研究
2000. 8	〇〇大学准教授	〇〇〇〇検証研究

## 5. 受賞歴、表彰歴

年 月	受賞名・内容
2000. 8	〇〇学会「〇〇技術研究賞」

## 6. 研究成果等

## ・主な研究論文及び著書

1)	〇〇河川における〇〇の特性に関する研究報告（1998～2000年）〇〇学会〇〇論文報告集
・特許等取得件数： 0 件 ・研究成果：研究報告「〇〇に関する調査報告、〇〇県」2001年5月	

## 7. 他の競争的資金制度、補助金等からの助成の有無

(財団法人の研究助成事業等、国以外が行っている助成制度も含む。)

研究制度名	研究開発課題名	研究資金の額 (単位：百万円)	研究期間
〇〇制度 (△△省)	〇〇に関する研究開発	△△	H〇〇～H〇〇

申請者氏名 国土 太郎

## 目標の概要・成果の概要

技術研究開発テーマ：

技術研究開発代表者： 氏 名（所属）

### 【目標の概要】

### 【成果の概要】

※ 本概要は、成果報告書とともに、事後評価の重要な判断材料となりますので、ポイントを整理し簡潔な表現とし、ポンチ絵などを用いてわかりやすく記述してください。

## 成果公表等の状況

技術研究開発テーマ：

技術研究開発代表者： 氏 名（所属）

国の技術研究開発においては研究開発成果を社会に還元させることを目的としていることから、成果の普及・活用状況について以下の調査項目に全てご回答いただきますようお願い致します。

**【研究開発成果としての事業化、製品化等の普及状況（予定も含む）】**

どのように成果の普及を行っているのかを記載して下さい。

**【企業等とのタイアップ状況（予定も含む）】**

共同研究者ならびにその他成果の普及に関わる企業とのタイアップ状況を記載して下さい。

**【特許等、知的財産権の取得状況（予定も含む）】**

特許権、実用新案などの知的財産権の取得状況、出願状況について記載して下さい。

**【技術研究開発成果による受賞、表彰等を幅広く記載（提出予定も含む）】**

成果による学会、協会、大学、企業等による受賞・表彰等について記載して下さい。

**【今後の継続性について（予定を含む）】**

本制度の研究開発課題について、研究の継続性についての展望（あるいは既に実施していること）を記載して下さい。

**【成果発表等】**

	原著論文による 発表	左記以外の紙上 発表	口頭発表	合 計	備 考
国 内	件	件	件	件	
国 外	件	件	件	件	
合 計	件	件	件	件	

（注：既発表論文について記載し、投稿中の論文については括弧書きで記載のこと。また、その他の成果発表がございましたら備考欄に記載願います。）

**【主要雑誌・新聞等への成果発表】**

雑 誌 名	時 期	出版社
〇〇月報	平成 年 月号	〇〇社

**【その他】**

その他の取り組みについて自由記述

## 自己評価結果（研究代表者用）

技術研究開発テーマ：
------------

技術研究開発代表者： 氏 名（所属）
--------------------

## 総合評価

【評価】（a, b, c のいずれか）

【コメント】（200字以内で簡潔に）

・その他に、本制度に対する意見、提案等について

【コメント】（200字以内で簡潔に）

## I. 目標達成度について

【評価】（a, b, c のいずれか）

【コメント】（200字以内で簡潔に）

## II. 技術研究開発計画について

【評価】（a, b, c のいずれか）

【コメント】（200字以内で簡潔に）

## III. 研究成果について

## (1) 技術革新性

【評価】（a, b, c のいずれか）

【コメント】（200字以内で簡潔に）

## (2) 導入可能性

【評価】（a, b, c のいずれか）

【コメント】（200字以内で簡潔に）

※ 本自己評価は、成果報告書とともに、事後評価の重要な判断材料となりますので、別紙2-Aに従いわかりやすく記述してください。

## 自己評価基準

<u>総合評価</u> 評価の観点： ・以下の項目を総合的に評価	a：非常に優れた研究であった。 b：優れた研究であった。 c：優れた研究ではなかった。
<u>I. 目標達成度</u> 評価の観点： ・当初の目標を達成することができたか。	a：十分達成した。 b：概ね達成した。 c：達成しなかった。
<u>II. 技術研究開発計画</u> 評価の観点： ・研究開発計画、経費、研究開発体制等の計画が適切であったか。	a：適切であった。 b：おおむね適切であった。 c：不適切であった。
<u>III. 技術研究開発成果</u>	
<u>(1) 技術革新性</u> 評価の観点： ・学術的研究及び特許等に係る技術の応用・改良等をもって、既存の技術に比べて相当程度の技術革新を推進することができたか。	a：十分推進することができた。 b：概ね推進することができた。 c：不十分
<u>(2) 導入可能性</u> 評価の観点： ・研究開発の成果が幅広く普及することにより、河川行政のみならず、国民生活、経済活動への波及効果が期待できるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。

## 砂防技術分野 提出書類の様式

1. 応募時は別紙 1 及び様式 B-1～B-7 を、評価時は様式 B-8～B-10 を使用し、以下の様式に従って記載して下さい。
2. 用紙は、A 4 版を利用し、左とじにして下さい。
3. 応募書類は、日本語で作成して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみだして作成することは認めません。また、文字の大きさについても読みやすい文字の大きさとして下さい。
4. 提出部数は、3 部（正 1 部、写 2 部）及び電子データ 1 部(word データ等)を提出願います。
5. 別紙 1 「応募書類受理票」は、下線部分について記載して下さい（下線は消去可）。また、研究代表者の氏名の横に、研究代表者の押印をお願いします。提出部数等にもれないことを確認の上、提出してください。

応募書類受理票

応募書類受理番号

研究テーマ名： \_\_\_\_\_

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

法人名： \_\_\_\_\_

代表者名： \_\_\_\_\_

所在地： 〒〇〇 〇〇県〇〇市…

研究代表者：所属 \_\_\_\_\_  
 役職名 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 住所 \_\_\_\_\_  
 TEL \_\_\_\_\_  
 FAX \_\_\_\_\_  
 E-Mail \_\_\_\_\_

応募書類チェックリスト

- 応募書等 1 式  
 (応募様式、研究開発年次計画・経費の見込み、平成 23 年度必要経費概算、研究者データ)
- 応募書類の電子データ 1 部
- 法人の経歴書 3 部
- 事業報告書等、役員名簿等及び約款等の写し (前年分) 3 部
- 組織等に関する説明書 3 部

-----切取線-----割印-----

応募書類受理番号

研究テーマ名： \_\_\_\_\_

応募書類受理票

法人名 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日

研究代表者名 \_\_\_\_\_ 殿

貴殿から提出された標記応募書類は、受理しました。

国土交通省 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 3  
 国土交通省河川局砂防部砂防計画課 印

## 砂防技術分野公募 応募様式（その1）

①技術開発 課題	(例) (23-S) 大規模崩壊等の異常土砂流出に関する技術開発研究
②技術研究開 発テーマ名	(例) ○○の実用化に関する技術開発
③技術研究開 発の概要	技術革新性、導入可能性、実現可能性の視点にも着目して記載して下さい。  (記載例) (背景・課題)    (研究目的)    (研究内容及び成果)

## 砂防技術分野公募 応募様式 (その2)

④技術研究開発の目標と達成時期	<p>目標とする成果の内容と達成時期を具体的かつ詳細に（数値的目標等）を記載してください。</p> <p>（記載例）  （1年目の成果）  （例）〇〇手法の開発により、〇〇という研究成果を得ることができる。</p> <p>（2年目の成果）</p> <p>（3年目（最終年）の成果）</p>				
⑤研究代表者	氏名		年齢	職名	
				専門分野	
	所属機関 （勤務先）				

## 砂防技術分野公募 応募様式（その3）

⑥技術研究開発計画	<p>⑥技術研究開発の目標を達成するために、どのような研究を行うのか、具体的かつ詳細に記載してください。また、様式 B-5「研究開発年次計画・経費の見込み」とも研究項目名等の整合をとって頂くと共に、経費の必要性についても記載してください。</p> <p>※ 3 枚以内とします。</p> <p>(記載例)</p> <p>(1 年目の研究内容)</p> <p>(2 年目の研究内容)</p> <p>(3 年目 (最終年) の研究内容)</p>
-----------	--

## 砂防技術分野公募 応募様式（その4）

⑦技術研究開発実施体制	<p>適正な人員配置による実施体制であることを図示などによりわかりやすく説明。</p> <p>⑥「技術研究開発計画」や⑧「共同研究者」、様式 B-5「研究開発年次計画・経費の見込み」とも研究項目名等の整合をとって記載してください。</p>			
⑧共同研究者	氏名	年齢	所属・役職	研究分担内容

研究開発年次計画・経費の見込み  
(括弧内に研究テーマ名を記載)

※ 研究開発期間が3年間の場合の例（研究項目1-1、2-1を外注する場合）

単位：千円

研究項目	23年度	24年度	25年度	経費の総額
(1)・・・に関する研究開発  (1-1)・・・の測定	<p>・・・の開発</p> <p>←→</p> <p>6,000</p>	<p>・・・の検証</p> <p>←→</p> <p>4,600</p>	<p>とりまとめ</p> <p>1,100</p>	<p>6,000</p> <p>4,600</p> <p>1,100</p>
(2)・・・に関する研究開発  (2-1)・・・の解析	<p>・・・データ整備</p> <p>←→</p> <p>500</p>	<p>・・・の検討</p> <p>←→</p> <p>4,400</p>	<p>とりまとめ</p> <p>1,000</p>	<p>500</p> <p>4,400</p> <p>1,000</p>
諸経費	1,950	2,700	630	5,280
消費税	423	585	137	1,145
合計	8,873	12,285	2,867	24,025
うち外注費	(1-1)・・・の測定 (2,500) (2-1)・・・の解析 (500)	(0)	(0)	(3,000)

注1) 研究の一部を研究代表者（または共同研究者）の所属機関以外で実施（外注）する場合は、各研究項目における外注の範囲、予算規模が明確に分かるよう区分して下さい（上記例の研究項目(1-1)、(2-1)を参照し、研究項目(1)及び(2)の計画額のうち、外注額を下欄括弧内に記入して下さい。

注2) また、平成23年度の欄については様式B-6の金額と整合をとるよう注意してください

注3) 合計額が、応募分野の研究費用負担限度額（5,000万円）を超えていないことを確認してください。

## 平成 23 年度の必要経費概算

研究に必要な経費の概算額を「委託研究処理科目別区分表」に定める科目区分に従って、記載して下さい。

項 目	金額 (千円)	積 算 内 訳
人件費		
諸謝金		
旅費交通費		
庁 費 (10) 備品費 (11) 消耗品費 (12) 借料及損料 (13) 印刷製本費 (14) 通信運搬費 (15) 光熱水料 (16) 賃金 (17) 会議費 (18) 外注費		
間 接 費 諸 経 費		
小 計		
消費税相当額		
合 計		

※1 本様式は、平成 23 年度の必要経費のみについて作成してください。

## 委託研究処理科目区分表

科目区分	内 訳
直接費	委託研究に直接必要な人件費、諸謝金、旅費交通費、庁費である。
人件費	委託研究に直接従事する研究担当者（大学の招聘研究者、公益法人の職員又は民間会社の社員）の延員数を計上する。 ただし、国から給与が支給されている国立大学法人や独立行政法人等の職員は計上できない。
諸謝金	委託研究に直接協力する者に対する報酬及び謝金で、時間数、人数及び回数を計上する。
旅費交通費	委託研究に直接従事する研究担当者の調査などに要する費用で、旅行先を記し、人数及び回数を計上する。
庁費	委託研究に必要な次の（１）～（９）の項目について計上する。
（１）備品費	１点２０，０００円以上で長期の反復使用に耐える物品を品目毎に計上する。備品は、原則、本委託研究終了後に委託者（国土技術政策総合研究所）へ返還することになります。
（２）消耗品費	備品費に計上した以外の物品を、文具、材料、機器具等に区分して計上する。
（３）借料及損料	機械借上げ等の使用数量及び日時数を計上する。
（４）印刷製本費	報告書、資料等に区分し、数量を計上する。
（５）通信運搬費	電報電話料、郵便料、運搬費に区分して計上する。
（６）光熱水料	電気料、ガス料及び水道料に区分して計上する。
（７）賃金	非常勤職員（アルバイト等）の延員数を計上する。
（８）会議費	会場借上げ等の使用回数又は日時数を計上する。
（９）外注費	調査、試験、実験、計算、機械器具等の修理その他の雑役務に区分して一式金額で計上する。ただし、別紙「内訳書」を添付すること。
間接費	委託研究処理に必要な経費のうち直接費以外の諸経費について計上する。諸経費は直接費×諸経費率より算出した額とする。なお、諸経費率は直接費の３０％の範囲内とする。

### 注意

共同研究者の所属機関は、契約書（案）第３条に規定する「第三者」には該当しません。

## 研究者データ

※研究に参加する人数分の様式（様式 B-7）を作成下さい。

## 1. 氏名・年齢（生年月日）

ふりがな 氏名	年齢	生年月日（西暦）
こくど たろう 国土 太郎	37	1972年〇月25日

平成 23 年 4 月 1 日時点の年齢

## 2. （所属機関がある場合）所属機関名・部署名・職名・連絡先

所属機関名 （勤務先）	〇〇大学	部署名	工学部 建設工学科
		職名	准教授
連絡先	(〒〇〇〇-〇〇〇〇) 東京都港区〇〇5-3-2	TEL : 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
		FAX : 03-〇〇〇〇-1234	
		E-mail : t.kokudo@oo.jp	

## 3. 最終学歴

〇〇〇大学大学院 〇〇研究科博士前期課程〇〇工学専攻修了（修士） 〇〇大学 〇〇学部〇〇工学科卒業（学士）
--

## 4. 研究歴（主な職歴と研究内容）

年月	職歴	研究内容
2000. 4	〇〇大学助手	〇〇における〇〇の特性に関する研究
2000. 8	〇〇大学准教授	〇〇〇〇検証研究

## 5. 受賞歴、表彰歴

年 月	受賞名・内容
2000. 8	〇〇学会「〇〇技術研究賞」

## 6. 研究成果等

## ・主な研究論文及び著書

1)	〇〇における〇〇の特性に関する研究報告（1998～2000年）〇〇学会〇〇論文報告集
・特許等取得件数： 0 件 ・研究成果：研究報告「〇〇に関する調査報告、〇〇県」2001年5月	

## 7. 他の競争的資金制度、補助金等からの助成の有無

(財団法人の研究助成事業等、国以外が行っている助成制度も含む。)

研究制度名	研究開発課題名	研究資金の額 (単位：百万円)	研究期間
〇〇制度 (△△省)	〇〇に関する研究開発	△△	H〇〇～H〇〇

申請者氏名 国土 太郎

## 目標の概要・成果の概要

技術研究開発テーマ：

技術研究開発代表者： 氏 名（所属）

### 【目標の概要】

### 【成果の概要】

※ 本概要は、成果報告書とともに、事後評価の重要な判断材料となりますので、ポイントを整理し簡潔な表現とし、ポンチ絵などを用いてわかりやすく記述してください。

## 成果公表等の状況

技術研究開発テーマ：

技術研究開発代表者： 氏 名（所属）

国の技術研究開発においては研究開発成果を社会に還元させることを目的としていることから、成果の普及・活用状況について以下の調査項目に全てご回答いただきますよう宜しくお願い致します。

**【研究開発成果としての事業化、製品化等の普及状況（予定も含む）】**

どのように成果の普及を行っているのかを記載して下さい。

**【企業等とのタイアップ状況（予定も含む）】**

共同研究者ならびにその他成果の普及に関わる企業とのタイアップ状況を記載して下さい。

**【特許等、知的財産権の取得状況（予定も含む）】**

特許権、実用新案などの知的財産権の取得状況、出願状況について記載して下さい。

**【技術研究開発成果による受賞、表彰等を幅広く記載（提出予定も含む）】**

成果による学会、協会、大学、企業等による受賞・表彰等について記載して下さい。

--

**【今後の継続性について（予定を含む）】**

本制度の研究開発課題について、研究の継続性についての展望（あるいは既に実施していること）を記載して下さい。

--

**【成果発表等】**

	原著論文による 発表	左記以外の紙上 発表	口頭発表	合 計	備 考
国 内	件	件	件	件	
国 外	件	件	件	件	
合 計	件	件	件	件	

（注：既発表論文について記載し、投稿中の論文については括弧書きで記載のこと。また、その他の成果発表がございましたら備考欄に記載願います。）

**【主要雑誌・新聞等への成果発表】**

雑 誌 名	時 期	出 版 社
〇〇月報	平成 年 月号	〇〇社

**【その他】**

その他の取り組みについて自由記述

--

## 自己評価結果（研究代表者用）

技術研究開発テーマ：

技術研究開発代表者： 氏 名（所属）

## 総合評価

【評価】（a, b, c のいずれか）

【コメント】（200字以内で簡潔に）

・その他に、本制度に対する意見、提案等について

【コメント】（200字以内で簡潔に）

## I. 目標達成度について

【評価】（a, b, c のいずれか）

【コメント】（200字以内で簡潔に）

## II. 技術研究開発計画について

【評価】（a, b, c のいずれか）

【コメント】（200字以内で簡潔に）

## III. 研究成果について

## (1) 技術革新性

【評価】（a, b, c のいずれか）

【コメント】（200字以内で簡潔に）

## (2) 導入可能性

【評価】（a, b, c のいずれか）

【コメント】（200字以内で簡潔に）

※ 本自己評価は、成果報告書とともに、事後評価の重要な判断材料となりますので、別紙2-Bに従いわかりやすく記述してください。

## 自己評価基準

<u>総合評価</u> 評価の観点： ・以下の項目を総合的に評価	a：非常に優れた研究であった。 b：優れた研究であった。 c：優れた研究ではなかった。
<u>I. 目標達成度</u> 評価の観点： ・当初の目標を達成することができたか。	a：十分達成した。 b：概ね達成した。 c：達成しなかった。
<u>II. 技術研究開発計画</u> 評価の観点： ・研究開発計画、経費、研究開発体制等の計画が適切であったか。	a：適切であった。 b：おおむね適切であった。 c：不適切であった。
<u>III. 技術研究開発成果</u>	
<u>(1) 技術革新性</u> 評価の観点： ・学術的研究及び特許等に係る技術の応用・改良等をもって、既存の技術に比べて相当程度の技術革新を推進することができたか。	a：十分推進することができた。 b：概ね推進することができた。 c：不十分
<u>(2) 導入可能性</u> 評価の観点： ・研究開発の成果が幅広く普及することにより、砂防関係事業のみならず、国民生活、経済活動への波及効果が期待できるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。

## 地域課題分野（河川） 提出書類の様式

1. 応募時は別紙1及び様式C-1～C-6を、評価時は様式C-7～C-9を使用し、以下の様式に従って記載して下さい。
2. 用紙は、A4版を利用し、左とじにして下さい。
3. 応募書類は、日本語で作成して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみだして作成することは認めません。また、文字の大きさについても読みやすい文字の大きさとして下さい。
4. 提出部数は、3部（正1部、写2部）及び電子データ1部(wordデータ等)を提出願います。
5. 別紙1「応募書類受理票」は、下線部分について記載して下さい（下線は消去可）。また、研究代表者の氏名の横に、研究代表者の押印をお願いします。提出部数等にもれないことを確認の上、提出してください。

応募書類受理票

応募書類受理番号

研究テーマ名： \_\_\_\_\_

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

法人名： \_\_\_\_\_

代表者名： \_\_\_\_\_

所在地： 〒〇〇 〇〇県〇〇市…

研究代表者：所属 \_\_\_\_\_  
 役職名 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 住所 \_\_\_\_\_  
 TEL \_\_\_\_\_  
 FAX \_\_\_\_\_  
 E-Mail \_\_\_\_\_

応募書類チェックリスト

- 応募書等 1 式  
 (応募様式、研究開発年次計画・経費の見込み、平成 23 年度必要経費概算、研究者データ)
- 応募書類の電子データ 1 部
- 法人の経歴書 3 部
- 事業報告書等、役員名簿等及び約款等の写し (前年分) 3 部
- 組織等に関する説明書 3 部

-----切取線-----割印-----

応募書類受理番号

研究テーマ名： \_\_\_\_\_

応募書類受理票

法人名 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日

研究代表者名 \_\_\_\_\_ 殿

貴殿から提出された標記応募書類は、受理しました。

国土交通省 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3  
 国土交通省河川局河川計画課河川情報企画室 印

河川技術研究開発制度 地域課題分野公募（河川） 応募様式（その1）					
①調査・研究テーマ名	新規・継続 (該当に○)				
②調査・研究の概要及び目標とする成果	<p>目標とする成果については、その内容と達成時期を具体的に（数値目標等）を記載してください。</p> <p>(記載例) (背景・課題)</p> <p>(目的)</p> <p>(調査・研究内容及び成果)</p>				
③上記に関するこれまでの研究実績					
④研究代表者	氏名		年齢	職名	
				専門分野	
	所属機関名 (勤務先)				

河川技術研究開発制度 地域課題分野公募（河川） 応募様式（その2）	
⑤調査・研究の計画及び実施手法の概要	どのような調査研究を行うのか、具体的かつ詳細に記載下さい。また、様式C-4「研究開発年次計画・経費の見込み」とも研究項目名等の整合をとって記載下さい。 (1年目)
	(2年目)

河川技術研究開発制度 地域課題分野公募（河川） 応募様式（その2）	
⑤調査・研究の計画及び実施手法の概要	(3年目)
⑥利用可能な所有機器等	(上記研究手法の実行に必要な計測機器・システム、計算機 etc.)
⑦国土交通省への希望事項	

河川技術研究開発制度 地域課題分野公募（河川） 応募様式（その3）				
⑧共同研究する 地方整備局等				
⑨上記地方整備 局等との現時点 での調整状況・今 後の見通し				
⑩上記地方整備 局等とのこれま での連携や共同 研究等の実績				
⑪共同研究者	氏 名	年齢	所属・役職	研究分担内容

※博士後期課程に在学中の研究者は、共同研究者となることができます。

研究年次計画・経費の見込み  
(括弧内に研究テーマ名を記載)

※ 調査・研究期間が3年間の場合の例

単位：千円

研究項目	23年度	24年度	25年度	経費の総額
(1)・・・に関する研究 (1-1)・・・の測定	<p>・・・の調査 ←→ 1,000</p>	<p>・・・の調査 ←→ 1,200</p>	<p>とりまとめ 800</p>	<p>1,000  1,200  800</p>
諸経費	300	360	240	900
消費税	65	78	52	195
合計	1,365	1,638	1,092	4,095

注1)平成23年度の欄については様式C-5の金額と整合をとるよう注意してください

注2)合計額が、応募分野の研究費用負担限度額(500万円)を超えていないことを確認してください。

## 平成 23 年度の必要経費概算

研究に必要な経費の概算額を「委託事務処理科目別区分表」に定める科目区分に従って、記載して下さい。

項 目	金額 (千円)	積 算 内 訳
旅費交通費		
庁 費 (1) 消耗品費 (2) 借料及損料 (3) 印刷製本費		
間 接 費 諸 経 費		
小 計		
消費税相当額		
合 計		

※1 本様式は、平成 23 年度の必要経費のみについて作成してください。

※2 各費用の例示

旅費交通費 : 打ち合わせ旅費、現地調査旅費、報告会旅費

消耗品費 : 現地調査用消耗品費

借料及損料 : 移動用の車両経費、現地仮施設等の経費

印刷製本費 : 報告書、資料等の印刷

委託事務処理科目区分表

科目区分	内 訳
旅費交通費	委託事務に直接従事する研究担当者の調査などに要する費用で、旅行先を記し、人数及び回数を計上する。
庁費	次の(1)～(3)の項目について計上する。
(1) 消耗品費	備品費(1点20,000円以上で長期の反復使用に耐える物品)以外の物品を、文具、材料、機器具等に区分して計上する。
(2) 借料及損料	機械借上げ等の使用数量及び日時数を計上する。
(3) 印刷製本費	報告書、資料等に区分し、数量を計上する。
間接費	委託事務処理に必要な経費のうち直接費以外の諸経費について計上することができる。諸経費は直接費×諸経費率より算出した額とする。なお、諸経費率は直接費の30%の範囲内で、かつ地方整備局の規定等で定める率以内とする。

## 研究者データ

※研究に参加する人数分の様式（様式 C-6）を作成下さい。

## 1. 氏名・年齢（生年月日）

ふりがな 氏名	年齢	生年月日（西暦）
こくど たろう 国土 太郎	37	1972年〇月25日

平成 23 年 4 月 1 日時点の年齢

## 2. （所属機関がある場合）所属機関名・部署名・職名・連絡先

所属機関名 （勤務先）	〇〇大学	部署名	工学部 建設工学科
		職名	准教授
連絡先	(〒〇〇〇-〇〇〇〇) 東京都港区〇〇5-3-2		TEL : 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
			FAX : 03-〇〇〇〇-1234
			E-mail : t.kokudo@oo.jp

## 3. 最終学歴

〇〇〇大学大学院 〇〇研究科博士前期課程〇〇工学専攻修了（修士） 〇〇大学 〇〇学部〇〇工学科卒業（学士）
--

## 4. 研究歴（主な職歴と研究内容）

年月	職歴	研究内容
2000. 4	〇〇大学助手	〇〇河川における〇〇の特性に関する研究
2000. 8	〇〇大学准教授	〇〇〇〇検証研究

## 5. 受賞歴、表彰歴

年 月	受賞名・内容
2000. 8	〇〇学会「〇〇技術研究賞」

## 6. 研究成果等

## ・主な研究論文及び著書

1)	〇〇河川における〇〇の特性に関する研究報告（1998～2000年） 〇〇学会〇〇論文報告集
・特許等取得件数： 0 件 ・研究成果：研究報告「〇〇に関する調査報告、〇〇県」2001年5月	

## 7. 他の競争的資金制度、補助金等からの助成の有無

(財団法人の研究助成事業等、国以外が行っている助成制度も含む。)

研究制度名	研究開発課題名	研究資金の額 (単位：百万円)	研究期間
〇〇制度 (△△省)	〇〇に関する研究開発	△△	H〇〇～H〇〇

申請者氏名 国土 太郎

## 目標の概要・成果の概要

技術研究開発テーマ：

技術研究開発代表者： 氏 名（所属）

### 【目標の概要】

### 【成果の概要】

※ 本概要は、成果報告書とともに、事後評価の重要な判断材料となりますので、ポイントを整理し簡潔な表現とし、ポンチ絵などを用いてわかりやすく記述してください。

## 成果公表等の状況

技術研究開発テーマ：

技術研究開発代表者： 氏 名（所属）

国の技術研究開発においては研究開発成果を社会に還元させることを目的としていることから、成果の普及・活用状況について以下の調査項目に全てご回答いただきますようお願い致します。

**【研究開発成果としての事業化、製品化等の普及状況（予定も含む）】**

どのように成果の普及を行っているのかを記載して下さい。

**【企業等とのタイアップ状況（予定を含む）】**

共同研究者ならびにその他成果の普及に関わる企業とのタイアップ状況を記載して下さい。

**【特許等、知的財産権の取得状況（予定を含む）】**

特許権、実用新案などの知的財産権の取得状況、出願状況について記載して下さい。

**【技術研究開発成果による受賞、表彰等を幅広く記載（提出予定も含む）】**

成果による学会、協会、大学、企業等による受賞・表彰等について記載して下さい。

--

**【今後の継続性について（予定を含む）】**

本制度の研究開発課題について、研究の継続性についての展望（あるいは既に実施していること）を記載して下さい。

--

**【成果発表等】**

	原著論文による 発表	左記以外の紙上 発表	口頭発表	合 計	備 考
国 内	件	件	件	件	
国 外	件	件	件	件	
合 計	件	件	件	件	

（注：既発表論文について記載し、投稿中の論文については括弧書きで記載のこと。また、その他の成果発表がございましたら備考欄に記載願います。）

**【主要雑誌・新聞等への成果発表】**

雑 誌 名	時 期	出版社
〇〇月報	平成 年 月号	〇〇社

**【その他】**

その他の取り組みについて自由記述

--

## 自己評価結果（研究代表者用）

技術研究開発テーマ：

技術研究開発代表者： 氏 名（所属）

## 総合評価

【評価】（a， b， c のいずれか）

【コメント】（200字以内で簡潔に）

・その他に、本制度に対する意見、提案等について

【コメント】（200字以内で簡潔に）

## I. 目標達成度について

【評価】（a， b， c のいずれか）

【コメント】（200字以内で簡潔に）

## II. 技術研究開発計画について

【評価】（a， b， c のいずれか）

【コメント】（200字以内で簡潔に）

## III. 研究成果について

## (1) 課題解決性

【評価】（a， b， c のいずれか）

【コメント】（200字以内で簡潔に）

## (2) 新規性・将来性

【評価】（a， b， c のいずれか）

【コメント】（200字以内で簡潔に）

※ 本自己評価は、成果報告書とともに、事後評価の重要な判断材料となりますので、別紙2-C に従いわかりやすく記述してください。

## 自己評価基準

<u>総合評価</u> 評価の観点： ・以下の項目を総合的に評価	a：非常に優れた研究であった。 b：優れた研究であった。 c：優れた研究ではなかった。
<u>I. 目標達成度</u> 評価の観点： ・当初の目標を達成することができたか。	a：十分達成した。 b：概ね達成した。 c：達成しなかった。
<u>II. 技術研究開発計画</u> 評価の観点： ・研究開発計画、経費、研究開発体制等の計画が適切であったか。	a：適切であった。 b：おおむね適切であった。 c：不適切であった。
<u>III. 技術研究開発成果</u>	
<u>(1) 課題解決性</u> 評価の観点： ・地域の若手研究者と河川管理者による共同研究を通して、河川管理の現場が抱える技術的な課題の解決に資する研究を推進することができたか。	a：十分推進することができた。 b：概ね推進することができた。 c：不十分
<u>(2) 新規性・将来性</u> 評価の観点： ・河川または流域が抱える課題に対して、新規の研究成果や将来性が期待できるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。

## 地域課題分野（砂防） 提出書類の様式

1. 応募時は別紙1及び様式D-1～D-6を、評価時は様式D-7～D-9を使用し、以下の様式に従って記載して下さい。
2. 用紙は、A4版を利用し、左とじにして下さい。
3. 応募書類は、日本語で作成して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみだして作成することは認めません。また、文字の大きさについても読みやすい文字の大きさとして下さい。
4. 提出部数は、3部（正1部、写2部）及び電子データ1部(wordデータ等)を提出願います。
5. 別紙1「応募書類受理票」は、下線部分について記載して下さい（下線は消去可）。また、研究代表者の氏名の横に、研究代表者の押印をお願いします。提出部数等にもれないことを確認の上、提出してください。

## 応募書類受理票

応募書類受理番号

研究テーマ名： \_\_\_\_\_

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

法人名： \_\_\_\_\_

代表者名： \_\_\_\_\_

所在地： 〒〇〇 〇〇県〇〇市…

研究代表者：所属 \_\_\_\_\_  
 役職名 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 住所 \_\_\_\_\_  
 TEL \_\_\_\_\_  
 FAX \_\_\_\_\_  
 E-Mail \_\_\_\_\_

応募書類チェックリスト

 応募書等 1 式

(応募様式、研究開発年次計画・経費の見込み、平成 23 年度必要経費概算、研究者データ)

 応募書類の電子データ 1 部 法人の経歴書 3 部 事業報告書等、役員名簿等及び約款等の写し（前年分） 3 部 組織等に関する説明書 3 部

-----切取線-----割印-----

応募書類受理番号

研究テーマ名： \_\_\_\_\_

応募書類受理票

法人名 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日

研究代表者名 \_\_\_\_\_ 殿

貴殿から提出された標記応募書類は、受理しました。

国土交通省 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3  
 国土交通省河川局砂防部砂防計画課 印

河川技術研究開発制度 地域課題分野公募（砂防） 応募様式（その1）					
①調査・研究テーマ名	新規・継続 (該当に○)				
②調査・研究の概要及び目標とする成果	<p>目標とする成果については、その内容と達成時期を具体的に（数値目標等）を記載してください。</p> <p>(記載例) (背景・課題)</p> <p>(目的)</p> <p>(調査・研究内容及び成果)</p>				
③上記に関するこれまでの研究実績					
④研究代表者	氏名		年齢	職名	
				専門分野	
	所属機関名 (勤務先)				

河川技術研究開発制度 地域課題分野公募（砂防） 応募様式（その2）	
⑤調査・研究の計画及び実施手法の概要	どのような調査研究を行うのか、具体的かつ詳細に記載下さい。また、様式D-5「研究開発年次計画・経費の見込み」とも研究項目名等の整合をとって記載下さい。 (1年目)
	(2年目)

河川技術研究開発制度 地域課題分野公募（砂防） 応募様式（その2）	
⑤調査・研究の計画及び実施手法の概要	（3年目）
⑥利用可能な所有機器等	（上記研究手法の実行に必要な計測機器・システム、計算機 etc.）
⑦国土交通省への希望事項	

河川技術研究開発制度 地域課題分野公募（砂防） 応募様式（その3）				
⑧ 共同研究する 地方整備局等				
⑨ 上記地方整備 局等との現時点 での調整状況・今 後の見通し				
⑩ 上記地方整備 局等とのこれま での連携や共同 研究等の実績				
⑪ 共同研究者	氏 名	年齢	所属・役職	研究分担内容

※博士後期課程に在学中の研究者は、共同研究者となることができます。

研究年次計画・経費の見込み  
(括弧内に研究テーマ名を記載)

※ 調査・研究期間が3年間の場合の例

単位：千円

研究項目	23年度	24年度	25年度	経費の総額
(1)・・・に関する研究 (1-1)・・・の測定	<p>・・・の調査 ←→ 1,000</p>	<p>・・・の調査 ←→ 1,200</p>	<p>とりまとめ 800</p>	<p>1,000 1,200 800</p>
諸経費	300	360	240	900
消費税	65	78	52	195
合計	1,365	1,638	1,092	4,095

注1)平成23年度の欄については様式D-6の金額と整合をとるよう注意してください

注2)合計額が、応募分野の研究費用負担限度額(500万円)を超えていないことを確認してください。

## 平成 23 年度の必要経費概算

研究に必要な経費の概算額を「委託事務処理科目別区分表」に定める科目区分に従って、記載して下さい。

項 目	金額 (千円)	積 算 内 訳
旅費交通費		
庁 費 (1) 消耗品費 (2) 借料及損料 (3) 印刷製本費		
間 接 費 諸 経 費		
小 計		
消費税相当額		
合 計		

※1 本様式は、平成 23 年度の必要経費のみについて作成してください。

※2 各費用の例示

旅費交通費 : 打ち合わせ旅費、現地調査旅費、報告会旅費

消耗品費 : 現地調査用消耗品費

借料及損料 : 移動用の車両経費、現地仮施設等の経費

印刷製本費 : 報告書、資料等の印刷

委託事務処理科目区分表

科目区分	内 訳
旅費交通費	委託事務に直接従事する研究担当者の調査などに要する費用で、旅行先を記し、人数及び回数を計上する。
庁費	次の(1)～(3)の項目について計上する。
(1) 消耗品費	備品費(1点20,000円以上で長期の反復使用に耐える物品)以外の物品を、文具、材料、機器具等に区分して計上する。
(2) 借料及損料	機械借上げ等の使用数量及び日時数を計上する。
(3) 印刷製本費	報告書、資料等に区分し、数量を計上する。
間接費	委託事務処理に必要な経費のうち直接費以外の諸経費について計上することができる。諸経費は直接費×諸経費率より算出した額とする。なお、諸経費率は直接費の30%の範囲内で、かつ地方整備局の規定等で定める率以内とする。

## 研究者データ

※研究に参加する人数分の様式（様式 D-6）を作成下さい。

## 1. 氏名・年齢（生年月日）

ふりがな 氏名	年齢	生年月日（西暦）
こくど たろう 国土 太郎	37	1972年〇月25日

平成 23 年 4 月 1 日時点の年齢

## 2. （所属機関がある場合）所属機関名・部署名・職名・連絡先

所属機関名 （勤務先）	〇〇大学	部署名	工学部 建設工学科
		職名	准教授
連絡先	(〒〇〇〇-〇〇〇〇) 東京都港区〇〇5-3-2		TEL : 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
			FAX : 03-〇〇〇〇-1234
			E-mail : t.kokudo@oo.jp

## 3. 最終学歴

〇〇〇大学大学院 〇〇研究科博士前期課程〇〇工学専攻修了（修士） 〇〇大学 〇〇学部〇〇工学科卒業（学士）
--

## 4. 研究歴（主な職歴と研究内容）

年月	職歴	研究内容
2000. 4	〇〇大学助手	〇〇河川における〇〇の特性に関する研究
2000. 8	〇〇大学准教授	〇〇〇〇検証研究

## 5. 受賞歴、表彰歴

年 月	受賞名・内容
2000. 8	〇〇学会「〇〇技術研究賞」

## 6. 研究成果等

## ・主な研究論文及び著書

1)	〇〇における〇〇の特性に関する研究報告（1998～2000年）〇〇学会〇〇論文報告集
・特許等取得件数： 0 件 ・研究成果：研究報告「〇〇に関する調査報告、〇〇県」2001年5月	

## 7. 他の競争的資金制度、補助金等からの助成の有無

(財団法人の研究助成事業等、国以外が行っている助成制度も含む。)

研究制度名	研究開発課題名	研究資金の額 (単位：百万円)	研究期間
〇〇制度 (△△省)	〇〇に関する研究開発	△△	H〇〇～H〇〇

申請者氏名 国土 太郎

## 目標の概要・成果の概要

技術研究開発テーマ：

技術研究開発代表者： 氏 名（所属）

### 【目標の概要】

### 【成果の概要】

※ 本概要は、成果報告書とともに、事後評価の重要な判断材料となりますので、ポイントを整理し簡潔な表現とし、ポンチ絵などを用いてわかりやすく記述してください。

## 成果公表等の状況

技術研究開発テーマ：

技術研究開発代表者： 氏 名（所属）

国の技術研究開発においては研究開発成果を社会に還元させることを目的としていることから、成果の普及・活用状況について以下の調査項目に全てご回答いただきますようお願い致します。

**【研究開発成果としての事業化、製品化等の普及状況（予定も含む）】**

どのように成果の普及を行っているのかを記載して下さい。

**【企業等とのタイアップ状況（予定を含む）】**

共同研究者ならびにその他成果の普及に関わる企業とのタイアップ状況を記載して下さい。

**【特許等、知的財産権の取得状況（予定を含む）】**

特許権、実用新案などの知的財産権の取得状況、出願状況について記載して下さい。

**【技術研究開発成果による受賞、表彰等を幅広く記載（提出予定も含む）】**

成果による学会、協会、大学、企業等による受賞・表彰等について記載して下さい。

**【今後の継続性について（予定を含む）】**

本制度の研究開発課題について、研究の継続性についての展望（あるいは既に実施していること）を記載して下さい。

**【成果発表等】**

	原著論文による 発表	左記以外の紙上 発表	口頭発表	合 計	備 考
国 内	件	件	件	件	
国 外	件	件	件	件	
合 計	件	件	件	件	

（注：既発表論文について記載し、投稿中の論文については括弧書きで記載のこと。また、その他の成果発表がございましたら備考欄に記載願います。）

**【主要雑誌・新聞等への成果発表】**

雑 誌 名	時 期	出版社
〇〇月報	平成 年 月号	〇〇社

**【その他】**

その他の取り組みについて自由記述

## 自己評価結果（研究代表者用）

技術研究開発テーマ：

技術研究開発代表者： 氏 名（所属）

## 総合評価

【評価】（a, b, c のいずれか）

【コメント】（200字以内で簡潔に）

・その他に、本制度に対する意見、提案等について

【コメント】（200字以内で簡潔に）

## I. 目標達成度について

【評価】（a, b, c のいずれか）

【コメント】（200字以内で簡潔に）

## II. 技術研究開発計画について

【評価】（a, b, c のいずれか）

【コメント】（200字以内で簡潔に）

## III. 研究成果について

## (1) 課題解決性

【評価】（a, b, c のいずれか）

【コメント】（200字以内で簡潔に）

## (2) 新規性・将来性

【評価】（a, b, c のいずれか）

【コメント】（200字以内で簡潔に）

※ 本自己評価は、成果報告書とともに、事後評価の重要な判断材料となりますので、別紙2-D に従いわかりやすく記述してください。

## 自己評価基準

<u>総合評価</u> 評価の観点： ・以下の項目を総合的に評価	a：非常に優れた研究であった。 b：優れた研究であった。 c：優れた研究ではなかった。
<u>I. 目標達成度</u> 評価の観点： ・当初の目標を達成することができたか。	a：十分達成した。 b：概ね達成した。 c：達成しなかった。
<u>II. 技術研究開発計画</u> 評価の観点： ・研究開発計画、経費、研究開発体制等の計画が適切であったか。	a：適切であった。 b：おおむね適切であった。 c：不適切であった。
<u>III. 技術研究開発成果</u>	
<u>(1) 課題解決性</u> 評価の観点： ・地域の研究者と管理者による共同研究を通して、砂防関係事業の現場が抱える技術的な課題の解決に資する研究を推進することができたか。	a：十分推進することができた。 b：概ね推進することができた。 c：不十分
<u>(2) 新規性・将来性</u> 評価の観点： ・砂防関係事業が抱える課題に対して、新規の研究成果や将来性が期待できるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。

## 地域課題分野（河川生態） 提出書類の様式

1. 応募時は別紙1及び様式E-1～E-8を、評価時は様式E-9～E-11を使用し、以下の様式に従って記載して下さい。
2. 用紙は、A4版を利用し、左とじにして下さい。
3. 応募書類は、日本語で作成して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみだして作成することは認めません。また、文字の大きさについても読みやすい文字の大きさとして下さい。
4. 提出部数は、3部（正1部、写2部）及び電子データ1部(wordデータ等)を提出願います。
5. 別紙1「応募書類受理票」は、下線部分について記載して下さい（下線は消去可）。また、研究代表者の氏名の横に、研究代表者の押印をお願いします。提出部数等にもれないことを確認の上、提出して下さい。

## 応募書類受理票

応募書類受理番号

研究テーマ名： \_\_\_\_\_

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

法人名： \_\_\_\_\_

代表者名： \_\_\_\_\_

所在地： 〒〇〇 〇〇県〇〇市…

研究代表者：所属 \_\_\_\_\_  
 役職名 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 住所 \_\_\_\_\_  
 TEL \_\_\_\_\_  
 FAX \_\_\_\_\_  
 E-Mail \_\_\_\_\_

応募書類チェックリスト

 応募書等 1 式

(応募様式、研究開発年次計画・経費の見込み、平成 23 年度必要経費概算、研究者データ)

 応募書類の電子データ 1 部 法人の経歴書 3 部 事業報告書等、役員名簿等及び約款等の写し（前年分） 3 部 組織等に関する説明書 3 部

-----切取線-----割印-----

応募書類受理番号

研究テーマ名： \_\_\_\_\_

応募書類受理票

法人名 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日

研究代表者名 \_\_\_\_\_ 殿

貴殿から提出された標記応募書類は、受理しました。

国土交通省 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3  
 国土交通省河川局河川環境課 印

河川技術研究開発制度 地域課題分野（河川生態）公募 応募様式（その1）	
①研究種別	一般研究 又は F S 研究
②研究課題	
③研究テーマ名	
④研究の概要	<p>技術革新性、導入可能性、実現可能性の視点にも着目して記載して下さい。</p> <p>(記載例) (背景・課題)</p> <p>(研究目的)</p> <p>(研究内容及び成果)</p>

## 河川技術研究開発制度 地域課題分野（河川生態）公募 応募様式（その2）

⑤ 研究の目標と達成時期	<p>目標とする成果の内容と達成時期を具体的かつ詳細に（数値的目標等）を記載してください。</p> <p>（記載例－F S 研究の場合）  （1年目＜F S 研究＞の成果）  （例）〇〇手法の開発により、〇〇という研究成果を得ることができる。</p> <p>（2年目＜一般研究1年目＞の成果）</p> <p>・  ・  ・</p> <p>（〇年目（最終年）の成果）</p> <p>（一般研究に最大で5年、F S 研究期間と合わせて最大で6年間ですのでご注意ください。）</p> <p>（記載例－一般研究の場合）  （1年目の成果）</p> <p>（2年目の成果）</p> <p>・  ・  ・</p> <p>（〇年目（最終年）の成果）</p> <p>（一般研究は最大で5年間ですのでご注意ください。）</p>						
⑥ 研究代表者	氏名		年齢	職名			
	所属機関 （勤務先）	<table border="1" data-bbox="820 1823 1082 1877"> <tr> <td data-bbox="820 1823 930 1877"></td> <td data-bbox="935 1823 1082 1877">専門分野</td> <td data-bbox="1086 1823 1449 1877"></td> </tr> </table>					専門分野
	専門分野						

## 河川技術研究開発制度 地域課題分野（河川生態）公募 応募様式（その3）

⑦研究計画	<p>⑤研究の目標を達成するために、どのような研究を行うのか、具体的かつ詳細に記載してください。また、様式 E-6「研究開発年次計画・経費の見込み」とも研究項目名等の整合をとって頂くと共に、経費の必要性についても記載してください。</p> <p>※3枚以内とします。</p> <p>(記載例－F S 研究の場合) (1年目&lt;F S 研究&gt;の研究内容)</p> <p>(2年目&lt;一般研究1年目&gt;の研究内容)</p> <p>・ ・ ・</p> <p>(〇年目(最終年)の研究内容)</p> <p>(一般研究に最大で5年、F S 研究期間と合わせて最大で6年間ですのでご注意ください。)</p> <p>(記載例－一般研究の場合) (1年目の成果)</p> <p>(2年目の成果)</p> <p>・ ・ ・</p> <p>(〇年目(最終年)の成果)</p> <p>(一般研究は最大で5年間ですのでご注意ください。)</p>
-------	---

## 河川技術研究開発制度 地域課題分野（河川生態）公募 応募様式（その4）

⑧研究実施体制	適正な人員配置による実施体制であることを図示などによりわかりやすく説明。 ⑦「研究計画」や⑫「共同研究者」、様式 E-6「研究開発年次計画・経費の見込み」とも研究項目名等の整合をとって記載してください。
---------	--

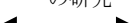





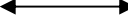
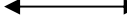
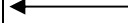
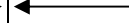
河川技術研究開発制度 地域課題分野（河川生態）公募 応募様式（その5）				
⑨共同研究する 地方整備局等				
⑩上記地方整備 局等との現時点 での調整状況・今 後の見通し				
⑪上記地方整備 局等とのこれま での連携や共同 研究等の実績				
⑫共同研究者	氏 名	年齢	所属・役職	研究分担内容

※博士後期課程に在学中の研究者は、共同研究者となることができます。

研究開発年次計画・経費の見込み  
(括弧内に研究テーマ名を記載)

※ FS 研究の後、一般研究を 5 年間実施する場合の例 (研究項目 1-1、2-1 を外注する場合)

単位：千円

研究項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	経費の総額
(1)・・・に関する研究 (1-1)・・・の測定	……の研究  3,000	……の研究  4,000	……の研究  4,200	……の研究  4,200	……の研究  4,000	とりまとめ 2,000	3,000  16,400  2,000
(2)・・・に関する研究 (2-1)・・・の解析	……データ整備  500	……の研究  3,000	……の研究  3,100	……の研究  3,100	……の研究  3,000	とりまとめ 2,000	500  12,200  2,000
諸経費	1,050	2,100	2,190	2,190	2,100	1,200	10,830
消費税	228	455	475	475	455	260	2,348
合計	4,778	9,555	9,965	9,965	9,555	5,460	49,278
うち外注費	(0)	(1-1)・・・の測定 (1,000) (2-1)・・・の解析 (500)	(1-1)・・・の測定 (1,000) (2-1)・・・の解析 (500)	(1-1)・・・の測定 (1,000) (2-1)・・・の解析 (500)	(0)	(0)	(4,500)

注1) 研究の一部を研究代表者(または共同研究者)の所属機関以外で実施(外注)する場合は、各研究項目における外注の範囲、予算規模が明確に分かるよう区分して下さい(上記例の研究項目(1-1)、(2-1)を参照し、研究項目(1)及び(2)の計画額のうち、外注額を下欄括弧内に記入して下さい。

注2) また、平成23年度の欄については様式E-7の金額と整合をとるよう注意してください

注3) 合計額が、応募分野の研究費用負担限度額(一般研究の場合1,000万円、FS研究の場合500万円)を超えていないことを確認してください。

## 平成 23 年度の必要経費概算

研究に必要な経費の概算額を「委託研究処理科目別区分表」に定める科目区分に従って、記載して下さい。

項 目	金額 (千円)	積 算 内 訳
人件費		
諸謝金		
旅費交通費		
庁 費 (19) 備品費 (20) 消耗品費 (21) 借料及損料 (22) 印刷製本費 (23) 通信運搬費 (24) 光熱水料 (25) 賃金 (26) 会議費 (27) 外注費		
間 接 費 諸 経 費		
小 計		
消費税相当額		
合 計		

※1 本様式は、平成 23 年度の必要経費のみについて作成してください。

## 委託研究処理科目区分表

科目区分	内 訳
直接費	委託研究に直接必要な人件費、諸謝金、旅費交通費、庁費である。
人件費	委託研究に直接従事する研究担当者（大学の招聘研究者、公益法人の職員又は民間会社の社員）の延員数を計上する。 ただし、国から給与が支給されている国立大学法人や独立行政法人等の職員は計上できない。
諸謝金	委託研究に直接協力する者に対する報酬及び謝金で、時間数、人数及び回数を計上する。
旅費交通費	委託研究に直接従事する研究担当者の調査などに要する費用で、旅行先を記し、人数及び回数を計上する。
庁費	委託研究に必要な次の（１）～（９）の項目について計上する。
（１）備品費	１点２０，０００円以上で長期の反復使用に耐える物品を品目毎に計上する。備品は、原則、本委託研究終了後に委託者（国土技術政策総合研究所）へ返還することになります。
（２）消耗品費	備品費に計上した以外の物品を、文具、材料、機器具等に区分して計上する。
（３）借料及損料	機械借上げ等の使用数量及び日時数を計上する。
（４）印刷製本費	報告書、資料等に区分し、数量を計上する。
（５）通信運搬費	電報電話料、郵便料、運搬費に区分して計上する。
（６）光熱水料	電気料、ガス料及び水道料に区分して計上する。
（７）賃金	非常勤職員（アルバイト等）の延員数を計上する。
（８）会議費	会場借上げ等の使用回数又は日時数を計上する。
（９）外注費	調査、試験、実験、計算、機械器具等の修理その他の雑役務に区分して一式金額で計上する。ただし、別紙「内訳書」を添付すること。
間接費	委託研究処理に必要な経費のうち直接費以外の諸経費について計上する。諸経費は直接費×諸経費率より算出した額とする。なお、諸経費率は直接費の３０％の範囲内とする。

### 注意

共同研究者の所属機関は、契約書（案）第３条に規定する「第三者」には該当しません。

## 研究者データ

※研究に参加する人数分の様式（様式 E-8）を作成下さい。

## 1. 氏名・年齢（生年月日）

ふりがな 氏名	年齢	生年月日（西暦）
こくど たろう 国土 太郎	37	1972年〇月25日

平成 23 年 4 月 1 日時点の年齢

## 2. （所属機関がある場合）所属機関名・部署名・職名・連絡先

所属機関名 （勤務先）	〇〇大学	部署名	工学部 建設工学科
		職名	准教授
連絡先	(〒〇〇〇-〇〇〇〇) 東京都港区〇〇5-3-2		TEL : 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
			FAX : 03-〇〇〇〇-1234
			E-mail : t.kokudo@oo.jp

## 3. 最終学歴

〇〇〇大学大学院 〇〇研究科博士前期課程〇〇工学専攻修了（修士） 〇〇大学 〇〇学部〇〇工学科卒業（学士）
--

## 4. 研究歴（主な職歴と研究内容）

年月	職歴	研究内容
2000. 4	〇〇大学助手	〇〇河川における〇〇の特性に関する研究
2000. 8	〇〇大学准教授	〇〇〇〇検証研究

## 5. 受賞歴、表彰歴

年 月	受賞名・内容
2000. 8	〇〇学会「〇〇技術研究賞」

## 6. 研究成果等

## ・主な研究論文及び著書

1)	〇〇河川における〇〇の特性に関する研究報告（1998～2000年）〇〇学会〇〇論文報告集
・特許等取得件数： 0 件 ・研究成果：研究報告「〇〇に関する調査報告、〇〇県」2001年5月	

## 7. 他の競争的資金制度、補助金等からの助成の有無

(財団法人の研究助成事業等、国以外が行っている助成制度も含む。)

研究制度名	研究開発課題名	研究資金の額 (単位：百万円)	研究期間
〇〇制度 (△△省)	〇〇に関する研究開発	△△	H〇〇～H〇〇

申請者氏名 国土 太郎

## 目標の概要・成果の概要

技術研究開発テーマ：

技術研究開発代表者： 氏 名（所属）

### 【目標の概要】

### 【成果の概要】

※ 本概要は、成果報告書とともに、事後評価の重要な判断材料となりますので、ポイントを整理し簡潔な表現とし、ポンチ絵などを用いてわかりやすく記述してください。

## 成果公表等の状況

技術研究開発テーマ：

技術研究開発代表者： 氏 名（所属）

国の技術研究開発においては研究開発成果を社会に還元させることを目的としていることから、成果の普及・活用状況について以下の調査項目に全てご回答いただきますようお願い致します。

**【研究開発成果としての事業化、製品化等の普及状況（予定も含む）】**

どのように成果の普及を行っているのかを記載して下さい。

**【企業等とのタイアップ状況（予定を含む）】**

共同研究者ならびにその他成果の普及に関わる企業とのタイアップ状況を記載して下さい。

**【特許等、知的財産権の取得状況（予定を含む）】**

特許権、実用新案などの知的財産権の取得状況、出願状況について記載して下さい。

**【技術研究開発成果による受賞、表彰等を幅広く記載（提出予定も含む）】**

成果による学会、協会、大学、企業等による受賞・表彰等について記載して下さい。

--

**【今後の継続性について（予定を含む）】**

本制度の研究開発課題について、研究の継続性についての展望（あるいは既に実施していること）を記載して下さい。

--

**【成果発表等】**

	原著論文による 発表	左記以外の紙上 発表	口頭発表	合 計	備 考
国 内	件	件	件	件	
国 外	件	件	件	件	
合 計	件	件	件	件	

（注：既発表論文について記載し、投稿中の論文については括弧書きで記載のこと。また、その他の成果発表がございましたら備考欄に記載願います。）

**【主要雑誌・新聞等への成果発表】**

雑 誌 名	時 期	出版社
〇〇月報	平成 年 月号	〇〇社

**【その他】**

その他の取り組みについて自由記述

--

## 自己評価結果（研究代表者用）

技術研究開発テーマ：

技術研究開発代表者： 氏 名（所属）

## 総合評価

【評価】（a, b, c のいずれか）

【コメント】（200字以内で簡潔に）

・その他に、本制度に対する意見、提案等について

【コメント】（200字以内で簡潔に）

## I. 目標達成度について

【評価】（a, b, c のいずれか）

【コメント】（200字以内で簡潔に）

## II. 技術研究開発計画について

【評価】（a, b, c のいずれか）

【コメント】（200字以内で簡潔に）

## III. 研究成果について

## (1) 技術革新性

【評価】（a, b, c のいずれか）

【コメント】（200字以内で簡潔に）

## (2) 導入可能性

【評価】（a, b, c のいずれか）

【コメント】（200字以内で簡潔に）

※ 本自己評価は、成果報告書とともに、事後評価の重要な判断材料となりますので、別紙2-Eに従いわかりやすく記述してください。

## 自己評価基準

<u>総合評価</u> 評価の観点： ・以下の項目を総合的に評価	a：非常に優れた研究であった。 b：優れた研究であった。 c：優れた研究ではなかった。
<u>I. 目標達成度</u> 評価の観点： ・当初の目標を達成することができたか。	a：十分達成した。 b：概ね達成した。 c：達成しなかった。
<u>II. 技術研究開発計画</u> 評価の観点： ・研究開発計画、経費、研究開発体制等の計画が適切であったか。	a：適切であった。 b：おおむね適切であった。 c：不適切であった。
<u>III. 技術研究開発成果</u>	
<u>(1) 技術革新性</u> 評価の観点： ・学術的研究及び特許等に係る技術の応用・改良等をもって、既存の技術に比べて相当程度の技術革新を推進することができたか。	a：十分推進することができた。 b：概ね推進することができた。 c：不十分
<u>(2) 導入可能性</u> 評価の観点： ・研究開発の成果が幅広く普及することにより、河川行政のみならず、国民生活、経済活動への波及効果が期待できるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。

## 流域計画・流域管理課題分野 提出書類の様式

1. 応募時は別紙1及び様式F-1～F-6を、評価時は様式F-7～F-9を使用し、以下の様式に従って記載して下さい。
2. 用紙は、A4版を利用し、左とじにして下さい。
3. 応募書類は、日本語で作成して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみだして作成することは認めません。また、文字の大きさについても読みやすい文字の大きさとして下さい。
4. 提出部数は、3部（正1部、写2部）及び電子データ1部(wordデータ等)を提出願います。
5. 別紙1「応募書類受理票」は、下線部分について記載して下さい（下線は消去可）。また、研究代表者の氏名の横に、研究代表者の押印をお願いします。提出部数等にもれないことを確認の上、提出してください。

応募書類受理票

応募書類受理番号

研究テーマ名： \_\_\_\_\_

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

法人名： \_\_\_\_\_

代表者名： \_\_\_\_\_

所在地： 〒〇〇 〇〇県〇〇市…

研究代表者：所属 \_\_\_\_\_

                  役職名 \_\_\_\_\_

                  氏名 \_\_\_\_\_ 印

                  住所 \_\_\_\_\_

                  TEL \_\_\_\_\_

                  FAX \_\_\_\_\_

                  E-Mail \_\_\_\_\_

応募書類チェックリスト

- 応募書等 1 式  
(応募様式、研究開発年次計画・経費の見込み、平成 23 年度必要経費概算、研究者データ)
- 応募書類の電子データ 1 部
- 法人の経歴書 3 部
- 事業報告書等、役員名簿等及び約款等の写し (前年分) 3 部
- 組織等に関する説明書 3 部

-----切取線-----割印-----

応募書類受理番号

研究テーマ名： \_\_\_\_\_

応募書類受理票

法人名 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日

研究代表者名 \_\_\_\_\_ 殿

貴殿から提出された標記応募書類は、受理しました。

国土交通省 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3  
 国土交通省河川局河川計画課河川情報企画室 印

河川技術研究開発制度 流域計画・流域管理課題分野公募 応募様式（その1）					
①調査・研究テーマ名	新規・継続 (該当に○)				
②調査・研究の概要及び目標とする成果	<p>河川管理と都市計画・地域計画との関連性が分かるよう記載下さい。また、目標とする成果については、その内容と達成時期を具体的に（数値目標等）を記載してください。</p> <p>(記載例) (背景・課題)</p> <p>(目的)</p> <p>(調査・研究内容及び成果)</p>				
③上記に関するこれまでの研究実績					
④研究代表者	氏名		年齢	職名	
				専門分野	
	所属機関名 (勤務先)				

## 河川技術研究開発制度 流域計画・流域管理課題分野公募 応募様式（その2）

⑤調査・研究の計画及び実施手法の概要	<p>どのような調査研究を行うのか、具体的かつ詳細に記載下さい。また、様式F-4「研究開発年次計画・経費の見込み」とも研究項目名等の整合をとって記載下さい。</p> <p>(1年目)</p> <hr/> <p>(2年目)</p>
--------------------	--

河川技術研究開発制度 流域計画・流域管理課題分野公募 応募様式（その2）	
⑤調査・研究の計画及び実施手法の概要	(3年目)
⑥利用可能な所有機器等	(上記研究手法の実行に必要な計測機器・システム、計算機 etc.)
⑦国土交通省への希望事項	

河川技術研究開発制度 流域計画・流域管理課題分野公募 応募様式（その3）				
⑧共同研究する 地方整備局等				
⑨上記地方整備 局等との現時点 での調整状況・今 後の見通し				
⑩上記地方整備 局等とのこれま での連携や共同 研究等の実績				
⑪共同研究者	氏 名	年齢	所属・役職	研究分担内容

研究年次計画・経費の見込み  
(括弧内に研究テーマ名を記載)

※ 調査・研究期間が3年間の場合の例

単位：千円

研究項目	23年度	24年度	25年度	経費の総額
(1)・・・に関する研究 (1-1)・・・の測定	<p>・・・の調査 ←→ 1,000</p>	<p>・・・の調査 ←→ 1,200</p>	<p>とりまとめ 800</p>	<p>1,000 1,200 800</p>
諸経費	300	360	240	900
消費税	65	78	52	195
合計	1,365	1,638	1,092	4,095

注1)平成23年度の欄については様式F-5の金額と整合をとるよう注意してください

注2)合計額が、応募分野の研究費用負担限度額(500万円)を超えていないことを確認してください。

## 平成 23 年度の必要経費概算

研究に必要な経費の概算額を「委託事務処理科目別区分表」に定める科目区分に従って、記載して下さい。

項 目	金額 (千円)	積 算 内 訳
諸謝金		
旅費交通費		
庁 費 (1) 消耗品費 (2) 借料及損料 (3) 印刷製本費		
間 接 費 諸 経 費		
小 計		
消費税相当額		
合 計		

※1 本様式は、平成 23 年度の必要経費のみについて作成してください。

※2 各費用の例示

- 諸謝金 : 資料収集やヒアリングの謝金
- 旅費交通費 : 打ち合わせ旅費、現地調査旅費、報告会旅費
- 消耗品費 : 現地調査用消耗品費
- 借料及損料 : 移動用の車両経費、現地仮施設等の経費
- 印刷製本費 : 報告書、資料等の印刷

委託事務処理科目区分表

科目区分	内 訳
諸謝金	委託事務に直接協力する者に対する報酬及び謝金で、時間数、人数及び回数を計上する。
旅費交通費	委託事務に直接従事する研究担当者の調査などに要する費用で、旅行先を記し、人数及び回数を計上する。
庁費	次の(1)～(3)の項目について計上する。
(1) 消耗品費	備品費(1点20,000円以上で長期の反復使用に耐える物品)以外の物品を、文具、材料、機器具等に区分して計上する。
(2) 借料及損料	機械借上げ等の使用数量及び日時数を計上する。
(3) 印刷製本費	報告書、資料等に区分し、数量を計上する。
間接費	委託事務処理に必要な経費のうち直接費以外の諸経費について計上することができる。諸経費は直接費×諸経費率より算出した額とする。なお、諸経費率は直接費の30%の範囲内で、かつ地方整備局等の規定等で定める率以内とする。

## 研究者データ

※研究に参加する人数分の様式（様式 F-6）を作成下さい。

## 1. 氏名・年齢（生年月日）

ふりがな 氏名	年齢	生年月日（西暦）
こくど たろう 国土 太郎	37	1972年〇月25日

平成 23 年 4 月 1 日時点の年齢

## 2. （所属機関がある場合）所属機関名・部署名・職名・連絡先

所属機関名 （勤務先）	〇〇大学	部署名	工学部 建設工学科
		職名	准教授
連絡先	(〒〇〇〇-〇〇〇〇) 東京都港区〇〇5-3-2		TEL : 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
			FAX : 03-〇〇〇〇-1234
			E-mail : t.kokudo@oo.jp

## 3. 最終学歴

〇〇〇大学大学院 〇〇研究科博士前期課程〇〇工学専攻修了（修士） 〇〇大学 〇〇学部〇〇工学科卒業（学士）
--

## 4. 研究歴（主な職歴と研究内容）

年月	職歴	研究内容
2000. 4	〇〇大学助手	〇〇河川における〇〇の特性に関する研究
2000. 8	〇〇大学准教授	〇〇〇〇検証研究

## 5. 受賞歴、表彰歴

年 月	受賞名・内容
2000. 8	〇〇学会「〇〇技術研究賞」

## 6. 研究成果等

## ・主な研究論文及び著書

1)	〇〇河川における〇〇の特性に関する研究報告（1998～2000年） 〇〇学会〇〇論文報告集
・特許等取得件数： 0 件 ・研究成果：研究報告「〇〇に関する調査報告、〇〇県」2001年5月	

## 7. 他の競争的資金制度、補助金等からの助成の有無

(財団法人の研究助成事業等、国以外が行っている助成制度も含む。)

研究制度名	研究開発課題名	研究資金の額 (単位：百万円)	研究期間
〇〇制度 (△△省)	〇〇に関する研究開発	△△	H〇〇～H〇〇

申請者氏名 国土 太郎

目標の概要・成果の概要

技術研究開発テーマ：

技術研究開発代表者： 氏 名（所属）

【目標の概要】

【成果の概要】

※ 本概要は、成果報告書とともに、事後評価の重要な判断材料となりますので、ポイントを整理し簡潔な表現とし、ポンチ絵などを用いてわかりやすく記述してください。

## 成果公表等の状況

技術研究開発テーマ：

技術研究開発代表者： 氏 名（所属）

国の技術研究開発においては研究開発成果を社会に還元させることを目的としていることから、成果の普及・活用状況について以下の調査項目に全てご回答いただきますようお願い致します。

**【研究開発成果としての事業化、製品化等の普及状況（予定も含む）】**

どのように成果の普及を行っているのかを記載して下さい。

**【企業等とのタイアップ状況（予定も含む）】**

共同研究者ならびにその他成果の普及に関わる企業とのタイアップ状況を記載して下さい。

**【特許等、知的財産権の取得状況（予定も含む）】**

特許権、実用新案などの知的財産権の取得状況、出願状況について記載して下さい。

**【技術研究開発成果による受賞、表彰等を幅広く記載（提出予定も含む）】**

成果による学会、協会、大学、企業等による受賞・表彰等について記載して下さい。

**【今後の継続性について（予定を含む）】**

本制度の研究開発課題について、研究の継続性についての展望（あるいは既に実施していること）を記載して下さい。

**【成果発表等】**

	原著論文による 発表	左記以外の紙上 発表	口頭発表	合 計	備 考
国 内	件	件	件	件	
国 外	件	件	件	件	
合 計	件	件	件	件	

（注：既発表論文について記載し、投稿中の論文については括弧書きで記載のこと。また、その他の成果発表がございましたら備考欄に記載願います。）

**【主要雑誌・新聞等への成果発表】**

雑 誌 名	時 期	出版社
〇〇月報	平成 年 月号	〇〇社

**【その他】**

その他の取り組みについて自由記述

## 自己評価結果（研究代表者用）

技術研究開発テーマ：

技術研究開発代表者： 氏 名（所属）

## 総合評価

【評価】（a, b, c のいずれか）

【コメント】（200字以内で簡潔に）

・その他に、本制度に対する意見、提案等について

【コメント】（200字以内で簡潔に）

## I. 目標達成度について

【評価】（a, b, c のいずれか）

【コメント】（200字以内で簡潔に）

## II. 技術研究開発計画について

【評価】（a, b, c のいずれか）

【コメント】（200字以内で簡潔に）

## III. 研究成果について

## (1) 課題解決性

【評価】（a, b, c のいずれか）

【コメント】（200字以内で簡潔に）

## (2) 新規性・将来性

【評価】（a, b, c のいずれか）

【コメント】（200字以内で簡潔に）

※ 本自己評価は、成果報告書とともに、事後評価の重要な判断材料となりますので、別紙2-Fに従いわかりやすく記述してください。

## 自己評価基準

<p><u>総合評価</u>          評価の観点：          ・以下の項目を総合的に評価</p>	<p>a：非常に優れた研究であった。          b：優れた研究であった。          c：優れた研究ではなかった。</p>
<p><u>I. 目標達成度</u>          評価の観点：          ・当初の目標を達成することができたか。</p>	<p>a：十分達成した。          b：概ね達成した。          c：達成しなかった。</p>
<p><u>II. 技術研究開発計画</u>          評価の観点：          ・研究開発計画、経費、研究開発体制等の計画が適切であったか。</p>	<p>a：適切であった。          b：おおむね適切であった。          c：不適切であった。</p>
<p><u>III. 技術研究開発成果</u></p>	
<p><u>(1) 課題解決性</u>          評価の観点：          ・河川工学及び都市計画・地域計画に係る分野の研究者等と河川管理者による共同研究を通して、河川管理の現場が抱える技術的な課題の解決に資する研究を推進することができたか。</p>	<p>a：十分推進することができた。          b：概ね推進することができた。          c：不十分</p>
<p><u>(2) 新規性・将来性</u>          評価の観点：          ・河川または流域が抱える課題に対して、新規の研究成果や将来性が期待できるか。</p>	<p>a：十分期待できる。          b：概ね期待できる。          c：期待できない。</p>

<別添資料1>

国土技術政策総合研究所 委託研究契約書（例）

※今後変更の可能性があります。

## 委託研究契約書

委託研究の名称

委託研究実施期間 自 契約の翌日  
至 平成 年 月 日

委託料の限度額 ¥—  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥—)

成果品の納入場所 国土交通省国土技術政策総合研究所

頭書研究の委託について、委託者 支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 西川和廣（以下「甲」という。）と受託者 （以下「乙」という。）とは、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

- 第1条 乙は、委託研究実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、頭書の委託料の限度額をもって、頭書の委託研究実施期間（以下「実施期間」という。）までに、頭書の委託研究（以下「委託研究」という。）を完了しなければならない。
- 2 前項の実施要領に明記されていない事項があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等）

- 第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託の禁止等）

- 第3条 乙は、委託研究の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 前項の「主たる部分」とは、委託研究における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。
- 3 乙は、委託研究の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 4 前項の規定は、乙がコピー、印刷、製本及び資料の収集・単純な集計の軽微な業務を再委託しようとするときには適用しない。
- 5 乙が委託研究の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を乙が負うものとする。
- 6 乙は、委託研究の処理に当たり、第三者との間で共同研究等の契約を締結してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（履行体制の把握）

- 第4条 乙は、前条第3項及び第6項の承諾を得た場合において、再委託の相手方（共同研究等の相手方を含む。）がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前条第4項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記

載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を甲に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 乙は、前項の場合において、甲が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

（実施計画書の変更等）

第5条 乙は、実施計画書の変更（各費目相互間における金額の2割以内の変更を除く。）をしようとするときは、変更後の実施計画書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 甲は、前項の変更後の実施計画書について遅滞なくその内容を審査し、不相当と認めるときは、乙と協議するものとする。
- 3 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託研究の処理状況につき調査を行い、又は報告を求めることができる。

（委託研究の内容の変更等）

第6条 甲は、必要がある場合には、委託研究の内容を変更し、又は委託研究を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、実施期間又は委託料の限度額を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

- 2 予期することのできない賃金水準、物価水準等の変動により、委託研究に要する直接経費（人件費、諸謝金、旅費、庁費）に大きな変動が生じ、委託料の限度額が著しく不相当となったときは、甲乙協議のうえ委託料の限度額を変更することができる。
- 3 前条第1項及び第2項の規定は、第1項及び前項の場合について準用する。
- 4 第1項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償するものとし、その額は、甲乙協議して定めるものとする。

（実施期間の延長等）

第7条 乙は、その責に帰することができない事由により実施期間までに委託研究を完了できないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して実施期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

- 2 甲は、乙の責に帰する事由により実施期間までに委託研究を完了することができない場合において、実施期間後に完了する見込みがあると認めるときは、その内容を審査し、損害金を付して実施期間を延長することができる。
- 3 前項の損害金は、委託料の限度額に対して延長日数に応じ年5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第8条 委託研究の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）のために必要を生じた経費は、乙が負担しなければならない。ただし、その損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議して定めるものとする。

（検査及び引渡）

第9条 乙は、委託研究を完了したときは、遅滞なく成果品に添えて完了報告書、受払報告書及び残存物件報告書を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の成果品、完了報告書、受払報告書及び残存物件報告書を受領したときは、その日から10日以内に甲又は甲の指定した職員により検査を行わなければならない。
- 3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、成果品に添えて補正完了報告書、受払報告書及び残存物件報告書を甲に提出しなければならない。
- 4 第2項の規定は、甲が前項の成果品、補正完了報告書、受払報告書及び残存物件報告書を受領した場合に準用する。
- 5 甲は、第2項（第4項において準用する場合を含む。）の検査の結果合格と認めた場合は、委託料の額を確定し、乙にその旨を通知しなければならない。
- 6 前項の委託料の確定額は、現に委託研究に要した経費の額と委託料の限度額のいずれか低い額とす

る。

7 乙は、第5項の通知を受けたときは、遅滞なく成果品を甲に引き渡さなければならない。

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条第7項により、成果品の引き渡しを完了したときは、甲に対して、確定した委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定により、適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

3 乙は、甲の責に帰すべき事由により前項の委託料の支払いが遅れた場合には、甲に対して、遅延日数に応じ年3.3パーセントの割合を乗じて得た額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(知的財産権の範囲)

第11条 この契約書において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案権」という。)、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権(以下「育成者権」という。)及び外国における上記各権利に相当する権利(以下「産業財産権」と総称する。)

二 特許法に規定する特許をうける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国に於ける上記各権利に相当する権利(以下「産業財産権を受ける権利」と総称する。)

三 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)の著作権並びに外国に於ける上記各権利に相当する権利(以下「プログラム等の著作権」と総称する。)

四 前三号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)を使用する権利。

2 この契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権の対象となるものについては意匠の創作、回路配置利用権の対象となるものについては回路配置の創作、育成者権の対象となるものについては品種の育成、プログラム等の著作権の対象となるものについてはプログラム等の創作並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3条に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

(知的財産権の帰属)

第12条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを確認書により甲に届け出た場合は、当該委託研究に係る知的財産権を乙から譲り受けないことができるものとする。

一 乙は、当該委託研究に係る発明等を行った場合には、遅滞なく第14条の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。

二 乙は、国が適正な対価を支払う場合においては、当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。

三 乙は、国が公共の利益のために特に必要であるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。ただし、本号に通常の公共事業への活用は含まれない。

四 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

- 五 乙は、当該知的財産権が存続期間の満了等により消滅するまでの間、専用実施権及び独占的な通常実施権等を設定しないものとする。ここでいう独占的な通常実施権等の設定とは、当該知的財産権について権利保有者のみが実施（自己実施）すること、権利保有者が特定の者以外の者には実施許諾しないこと、又は実施許諾の対価（ロイヤリティー）を時価よりも著しく高く設定すること等のいずれかにより、実施権について独占的な状態を設定することをいう。
- 2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から無償で当該知的財産権を譲り受けるものとする。その承継等の時期は特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあっては出願、回路配置利用権に係る権利にあっては、申請に先立って行うものとし、乙は知的財産権帰属届出書並びに次の各号に掲げる書類を甲に提出するものとする。
- 一 乙の従業員又は役員（以下「従業員等」という。）の行った発明等に係る知的財産権を受ける権利を乙が承継した旨を記載した書面。
- 二 前号の知的財産権を受ける権利を乙が甲に無条件で譲渡する旨を記載した書面。
- 三 第一号に係る発明等の範囲、内容等を記載した書面。
- 3 乙は第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

#### （知的財産権の管理）

- 第13条 乙は、前条第2項に該当する場合、前条第2項の書類の提出後、甲の指示に従い、乙は当該委託研究に係る発明等について、次の各号に掲げる手続きを甲の名義により行うものとする。
- 一 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあっては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続
- 二 回路配置利用権にあっては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続
- 三 プログラム等の著作物にあっては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続き
- 2 甲は、前項の場合において、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を別途支払うものとする。
- 3 乙は、当該委託研究に係る甲の名義の産業財産権等の登録後に生じた問題等の解決のため、甲より協力の要請があった場合には速やかに対応することとする。

#### （知的財産権の報告）

- 第14条 乙は、当該委託研究に係る産業財産権に関する出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に、産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠出願を行う場合には、特許法施行規則第23条第5項及び同規則様式26備考24等を参考にして、当該出願書類に国の委託研究に係る成果の出願である旨を記載しなければならない。
- 3 乙は、第1項に係る産業財産権の設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内に、産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、当該委託研究に係るプログラムの著作物又はデータベースの著作物が得られた場合には、著作物が完成した日から60日以内に、著作物通知書を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、当該委託研究に係る知的財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したときは、実施もしくは許諾した日から60日以内に、知的財産権実施届出書を甲に提出しなければならない。

#### （知的財産権の譲渡）

- 第15条 乙は、当該委託研究に係る知的財産権を甲以外の第三者に譲渡する場合には、当該譲渡を行う前に、譲渡通知書を甲に提出するとともに、第12条、第13条、第14条、第16条及び第17条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

#### （知的財産権の実施許諾）

- 第16条 乙は、当該委託研究に係る知的財産権を甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、第12条第1項の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

#### （知的財産権の放棄）

第17条 乙は、当該委託研究に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

(知的財産権の帰属の例外)

第18条 委託契約の目的として作成される報告書に係る著作権は、プログラム等の著作権を除きすべて甲に帰属する。

2 第12条第2項及び前項の規定により著作権を乙から甲に譲渡する場合において、当該著作物を乙が自ら創作したときは、乙は著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を乙以外の第三者が創作したときは、乙は当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

(ノウハウの指定)

第19条 甲及び乙は、協議の上、報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、当該委託研究完了の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(職務発明規程の整備)

第20条 乙は、この契約の締結後速やかに従業員等が行った発明等が委託研究を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業員等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業員等と締結し、又はその旨を規定する職務規程を定めなければならない。

(残存物件の返還)

第21条 乙は、委託研究の実施により生じた残存物件の返還については、成果品の引き渡し前に甲と協議の上、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除及び違約金等)

第22条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 その責に帰すべき事由により、実施期間内に委託研究が完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

二 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 乙は、前項の規定により甲が契約を解除したときは、委託料の限度額の10分の1に相当する金額を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。

(委託料の経理及び監査)

第23条 乙は、委託料の経理について、別に帳簿を備え、その収支を明らかにするとともに、証拠書類を整備保管しなければならない。

2 乙は、実施計画書に記載された各費目相互間の流用(各費目相互間における金額の2割以内の変更を除く。)をしてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

3 乙は、委託料の経理状況について、各四半期終了後30日以内に甲に報告しなければならない。

4 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託料の経理状況について監査し、資料の提出を求めることができる。

5 乙は、第1項の帳簿及びその収支内容を証する証拠書類を、委託研究終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(秘密の保持)

第24条 乙は、委託研究の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(成果の公表)

## 第25条

委託研究の内容及び成果の公表にあたっては、下記の通りとする。

- 一 公表する内容については、委託研究完了時（委託研究実施期間内においては公表しようとするとき）に、知的財産権及びノウハウの保護の観点から、公表の可否、公表する範囲について甲乙協議するものとする。
  - 二 乙は、委託研究の内容及び成果を公表しようとするときは、前項で協議した内容に従うとともに、公表前に甲に報告しなければならない。この場合、乙は、特段の理由がある場合を除き、その内容が甲の委託研究の結果得られたものである旨を明示しなければならない。
- 2 全項第二号の報告をしなければならない期間は、委託研究の実施年度の終了の翌日から起算して5年間とする。ただし、甲乙協議してこの期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（補則）

第26条 この契約書に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 茨城県つくば市旭1番地  
支出負担行為担当官  
国土技術政策総合研究所長 西川 和廣

乙

<別添資料 2>  
共同研究体協定書（案）

共同研究体協定書（案）

（目的）

第1条 当該共同研究体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 国土交通省国土技術政策総合研究所委託に係る〇〇研究（当研究内容の変更に伴う研究を含む。以下「〇〇研究」という。）
- 二 前号に付帯する研究

（名称）

第2条 当共同研究体は、〇〇共同研究体（以下「共同体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当共同体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当共同体は、平成年月日に成立し、〇〇研究の委託契約の履行後〇ヶ月を経過するまでの間は解散することができない。

（注）〇の部分、例えば3と記入する。

（構成員の住所及び名称）

第5条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇大学
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇大学

（代表者の名称）

第6条 共同体は、〇〇大学を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 共同体の代表者は、委託研究の履行に関し、共同体を代表して、委託者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって研究委託料（概算払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果品等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し委託者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し委託者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対し、その他の構成員である企業が委任するものとする。

（分担業務）

第8条 各構成員の〇〇研究の分担は、次のとおりとする。ただし、分担研究の一部につき委託者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

- 〇〇の〇〇研究〇〇大学
- 〇〇の〇〇研究〇〇大学

2 前項に規定する分担研究の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、〇〇研究の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担研究の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担研究を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本研究を行うにつき発注した共通の経費等については、分担研究額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担研究に関し、委託者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

- 2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。
- 3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。
- 4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、共同体が〇〇研究を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが研究途中において破産又は解散した場合においては、委託者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担研究を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び委託者の承認を得て、新たな構成員を当共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担研究を完了するものとする。

- 2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(知的財産権)

第18条 構成員は、構成員間において知的財産権について定めが必要な場合は、協議の上、別途、定めるものとする。

(協定書に定めない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇大学外〇大学は、上記のとおり〇〇共同研究体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書  
〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

〇〇大学  
学長 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇大学  
学長 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇共同研究体協定書第8条に基づく協定書

国土交通省国土技術政策総合研究所委託に係る〇〇研究については、〇〇共同研究体協定書第8条の規定より、当共同体構成員が分担する研究の研究額を次のとおり定める。

記

分担研究額（消費税及び地方消費税分を含む。）

〇〇〇の〇〇研究〇〇大学〇〇円

〇〇〇の〇〇研究〇〇大学〇〇円

〇〇大学外〇大学は、上記のとおり分担研究額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇共同研究体  
代表者

〇〇大学 学長 〇〇〇〇 印

〇〇大学 学長 〇〇〇〇 印